X i サ – ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更を することにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

[改正]

- (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味						
1~3 (略)	(略)						
4 X i サービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、5 Gサービス (5 G サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、F O M A サービス (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、卸 F O M A サービス及び卸 X i サービス (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) 以外のもの						
5~37 (略)	(略)						

第2章 (略)

第3章 Xi契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条 (略)

(一般契約申込の方法)

第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行うXiサービス取扱所に提出していただきます。 2 前項の場合において、一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

[現行]

2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味			
1~3 (略)	(略)			
4 X i サービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、FOMAサービス (FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、卸FOMAサービス及び卸Xiサービス(卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。 以下同じとします。)以外のもの			
5~37 (略)	(略)			

第2章 (略)

第3章 Xi契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条 (略)

(一般契約申込の方法)

第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行うXiサービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

- 3 一般契約の申込みをする場合であって、その申込みをする者が、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)に規定するデータ専用プランを選択するときは、次の(1)から(5)の条件を満たす1のXi(以下「指定先Xi」といいます。)を指定し、当社に申し出ていただきます。
 - (1) その申込みに係るXi(以下「指定元Xi」といいます。」)の契約者名義と同一の契約者名義であること。
 - (2) 基本使用料の料金種別が、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するギガホ2若しくはギガライト2又は附則に規定するギガホ若しくはギガライトであること。
- (3) 他のXiに係る指定先Xiとなっていないこと。
- (4) 第12条の2 (Xiの電話番号保管) 又は第20条の2 (定期契約に係る電話番号保管) に規定する電話番号保管を

第9条 (略)

(契約者識別番号)

第10条 Xiの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2~4 (略)

(注1) (略)

(注2) <u>当社が別に定める基本使用料の料金種別</u>に係る一般契約を締結する者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

第11条~第12条 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第12条の2 当社は、一般契約者 (当社が別に定める者を除きます。) から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る X i の電話番号保管 (その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その X i を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2~5 (略)

(一般契約者の氏名等の変更の届出)

第13条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等(当社又は請求事業者(第58条の2(債権の譲渡等)に規定するものをいいます。)が発行するXiサービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)若しくは電子メール (インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。) の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 Xiサービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 X i サービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メールの送付先への電子メールの通知をもってその通知を行ったものとみなります。

2~3 (略)

(一般契約に係る名義変更)

第14条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。

2~5 (略)

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により 通知していただきます。

2~4 (略)

(注1) (略)

(注2) <u>当社が別に定める基本使用料の料金種別</u>に係る一般契約を締結する者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

(注3) (略)

第16条 (略)

行っていないこと。

(5) 指定元 X i の契約者名義が個人である場合であって、その指定元 X i と同一の割引回線群を構成する割引選択回線であること。

第9条 (略)

(契約者識別番号)

第10条 Xiの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2~4 (略)

(注1) (略)

(注2) データ専用プラン (料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。) に係る一般契約を締結する者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

第11条~第12条 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第12条の2 当社は、一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係るXiの電話番号保管(その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、そのXiを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、当該一般契約が第8条(一般契約申込の方法)に規定する指定先Xiであるときは、電話番号保管を請求することができません。

2~5 (略)

(一般契約者の氏名等の変更の届出)

第13条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等(当社又は請求事業者(第58条の2(債権の譲渡等)に規定するものをいいます。)が発行するX i サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 X i サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 X i サービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2~3 (略)

(一般契約に係る名義変更)

第14条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。

2~5 (略)

6 当社は、指定先 X i に係る X i 契約について、第1項から前項までの規定により名義変更又は相続等があったときは、その指定 先 X i に係る指定元 X i に関する X i 契約について、指定先 X i の契約者名義と同一の契約者名義へ名義変更又は相続等を行います。

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により 通知していただきます。

2~4 (略)

(注1) (略)

(注2) データ専用プラン(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。)に係る一般契約を締結する者は、第2項に規定する中出を行うことができません。

(注3) (略)

第16条 (略)

第3節 定期契約

第17条~第18条 (略)

(定期契約の満了)

第19条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2~3 (略)

- 4 第1項の規定にかかわらず、5 Gサービスに係る定期契約(5 Gサービス契約約款に規定するものをいいます。)の解除と同時 に新たに定期契約を締結したとき(当社が別に定めるときを除きます。)は、契約の解除があったその5 Gサービスに係る定期契 約に係る起算日から起算して2 年が経過することとなる日をもって満了となります。
- 5 前4項の規定によるほか、その定期契約が第20条(定期契約の満了に伴う契約の更新等)の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

6~7 (略)

8 当社は、第1項から第5項に規定する定期契約の満了について、電話番号保管期間である場合を除き、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

- 第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。
- 2 当社は、前項に規定する申出がなかったときは、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。
- 3 当社は、前項の規定により、定期契約を更新するときは、第18条(定期契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(定期契約に係る電話番号保管)

第20条の2 当社は、定期契約者_(当社が別に定める者を除きます。)_から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係るXiの電話番号保管を行います。

2~5 (略)

第21条 (略)

第4章~第4章の2 (略)

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第28条 当社は、Xi契約者から請求があったときは、別表2(付加機能等)に規定する付加機能を提供します。20">20">20場合において、付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 2 別表2に規定する付加機能のうち当社が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、Xi契約者(当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者を除きます。)から請求があったものとみなして取り扱います。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、Xi契約(当社が別に定める基本使用料の料金種別に係るものを除きます。)の申込みの際に、別表2に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、そのXi契約の申込みの際に、国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

第3節 定期契約

第17条~第18条 (略)

(定期契約の満了)

第19条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2~3 (略)

4 前 3 項の規定によるほか、その定期契約が第20条(定期契約の満了に伴う契約の更新等)の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

5~6 (略)

7 当社は、第1項から第4項に規定する定期契約の満了について、電話番号保管期間である場合を除き、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

- 第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。
- 2 当社は、前項に規定する申出がなかったときは、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。
- 3 当社は、前項の規定により、定期契約を更新するときは、第18条(定期契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(定期契約に係る電話番号保管)

第20条の2 当社は、定期契約者から請求があったときは、総合利用プランに係るXiの電話番号保管を行います。

ただし、当該定期契約が第8条(一般契約申込の方法)に規定する指定先Xiであるときは、電話番号保管を請求することができません。

2~5 (略)

第21条 (略)

第4章~第4章の2 (略)

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第28条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。

- 2 別表2に規定する付加機能のうち当社が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、Xi契約者(基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に2に規定するLPWAプラン等(LPWAプランSS又はLPWAプランSをいいます。以下同じとします。)を選択している者を除きます。)から請求があったものとみなして取り扱います。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、Xi契約(LPWAプラン等に係るものを除きます。)の申込みの際に、別表2に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、そのXi 契約の申込みの際に、国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

- 4 第1項の規定にかかわらず、X i 契約の申込みをする場合又はX i に係る基本使用料の料金種別を変更する場合であって、その申込みをする者又はX i 契約者が、料金表第1表(料金)第1 (基本使用料)の1 (適用)に規定する総合利用プラン又はデータ専用プランを選択するときは、別表2 (付加機能)に規定するspモード機能、mopera U機能(スタンダードプランに係るものに限ります。)又はビジネスmoperaインターネット機能(以下「対象付加機能」といいます。)のうち、いずれか1つを選択し当社に申し出ていただきます(そのX i においてすでに対象付加機能を選択しているときを除きます)。この場合において、対象付加機能を選択していないことを当社が確認したときは、X i 契約者からspモード機能を選択する申出があったものとみなして取り扱います。
- 5 (略)

4 (略)

5 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、別表2に規定す

る各々の付加機能について、一部を変更又は一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を X i 契約者へ周知します。

6 当社は、前項の規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止したことによりX i 契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

- (注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能等) に規定する迷惑電話おことわり機能、位置情報 通知機能及び位置情報受信機能(タイプ2に係るものに限ります。)とします。
- (注2) 本条第4項に規定する当社が別に定めるものは、別表2(付加機能等)に規定する遠隔管理機能及びspモード機能(料金表通則に規定するメールアドレス保管を行っている場合に限ります。)とします。

第6章~第7章 (略)

第8章 利用中止等

(利用中止)

第40条 当社は、次の場合には、X i サービスの利用を中止することがあります。

(1)~(2)(略)

(3) (略)

2 当社は、前項の規定によりXiサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第41条 (略)

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(诵信の種類等)

第42条 诵信には、次の種類があります。

ただし、Xi ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、Xi 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード(128k)通信モードを除きます。) に限ります。

ACON AMERICA (TESTAMENTAL TESTAMENTAL)					
種 類	内容				
(略)	(略)				
データ通信モード	<u>パケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの</u>				

- 6 当社は、付加機能を提供している X i に係る名義変更があった場合において、その付加機能に関して別表 2 に別段の定めがあるときは、第14条(一般契約に係る名義変更)、第21条(その他の提供条件)、第21条の7(その他の提供条件)又は第21条の7の6(その他の提供条件)の規定にかかわらず、その付加機能を廃止します。
- 7 第1項の規定にかかわらず、当社は、別表2 (付加機能) に規定するmoperaU 機能又はspモード機能の請求の際に、別表2 に規定するはなして翻訳機能の請求があったものとみなして取り扱います。
- 8 第1項の規定にかかわらず、別表2に規定するビジュアルボイスメール機能については、別表2に規定するspモード機能及び留守 番電話及び不在案内機能の提供を受けているX i 契約者から請求があったものとみなして取り扱います。
- 9 第1項の規定にかかわらず、Xi契約者が、当社が定める方法により端末設備の登録を行ったときは、Xi契約者から別表2に規定するメッセージダウンロード機能の請求があったものとみなして取り扱います。
- 10 第1項の規定にかかわらず、当社は、トランシーバプラン等(LTEトランシーバプランダブル又はLTEトランシーバプランをいいます。以下同じとします。)に係るXi ユビキタス契約の申込みの際に、別表 2 に規定するトランシーバ機能の請求があったものとみなして取り扱います。
- (注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能)に規定する迷惑電話おことわり機能、位置情報通知機能及び位置情報受信機能(タイプ2に係るものに限ります。)とします。
- (注2) 本条第5項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能) に規定する遠隔管理機能及びspモード機能(別表2に規定するspモード電子メールアドレス保管を行っている場合に限ります。) とします。

第6章~第7章 (略)

第8章 利用中止等

(利用中止)

第40条 当社は、次の場合には、X i サービスの利用を中止することがあります。

(1)~(2)(略)

(3) (略)

- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について別表2 (付加機能) に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりXiサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第41条 (略)

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(诵信の種類等)

第42条 诵信には、次の種類があります。

ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード (128k通信モードを除きます。) に限ります。

種類	内 容
(略)	(略)
データ通信モード	 (1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては131.3Mb/s以下、契約者回線への通信においては1388Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (2) パケット交換方式により1 Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(1 M通信モード) (3) パケット交換方式により128kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(128k通信モード)

(略)

2~4 (略)

(注1)~(注2)(略)

第43条~第44条 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第45条 Xiサービス、5Gサービス、FOMAサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているXiサービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2~3 (略)

4 当社は、前3項の規定によるほか、電子メールの受信に関して、次の措置をとることがあります。

(1) (略)

(2) 多数のメールアドレスを指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多い と当社が認めた場合において、その電子メールの受信を拒否する措置

5~8 (略)

(注1) (略)

(注2)通話モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。以下「対象音声通信」といいます。) は、通信のふくそう状況によって、対象音声通信以外の通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

(通信の切断)

第46条 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2 当社は、前項の規定によるほか、対象音声通信について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。

第46条の2 (略)

第3節~第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

- 第48条 当社が提供する X i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。) の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等 (定期契約及び X i ユビキタス定期契約をいいます。以下同じとします。) に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。
- 2 (略)
- 3 第73条(国際アウトローミングの利用等) に規定する国際アウトローミングの利用に係る料金は、国際アウトローミング利用料とし、料金表通則に定めるところによります。
- 4 第74条 (無線 I Pアクセスサービスの利用等) に規定する無線 I Pアクセスサービスの利用に係る料金は、無線 I Pアクセス定額料とし、料金表通則に定めるところによります。
- 5 第86条 (情報提供サービス) に規定する情報提供サービスの利用に係る料金は、情報料とし、料金表通則に定めるところによりま

(略) (略)

2~4 (略)

5 X i サービスに係る通信の条件については、料金表第1表第3 (通信料) に定めるところによります。

(注1)~(注2)(略)

第43条~第44条 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第45条 Xiサービス、FOMAサービス、回線卸Xi及び回線卸FOMA(卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているXiサービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2~4 (略)

4 当社は、前3項の規定によるほか、電子メール(別表2(付加機能)に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信に関して、次の措置をとることがあります。

1) (略)

(2) 多数のメールアドレス (別表 2 (付加機能) に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。) を指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合において、その電子メールの受信を拒否する措置

5~8 (略)

(注1) (略)

(注2) 料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(6)の2、(13)、(15)又は(20)の規定に係る通信 (通話モードによるものに限ります。) は、通信のふくそう状況によって、その規定の適用を受けていない通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

(通信の切断)

第46条 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2 当社は、前項の規定によるほか、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(6)の2、(13)、(15)又は(20)の規定に係る 通信(通話モードによるものに限ります。)について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その 通信を切断することがあります。

第46条の2 (略)

第3節~第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

- 第48条 当社が提供する X i の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等(定期契約、X i ユビキタス定期契約をいいます。以下同じとします。)に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
- 2 (略)
- 3 第73条(国際アウトローミングの利用等) に規定する国際アウトローミングの利用に係る料金は、国際アウトローミング利用料とし、料金表第3表(国際アウトローミング利用料)に定めるところによります。
- 4 第74条(無線 I Pアクセスサービスの利用等)に規定する無線 I Pアクセスサービスの利用に係る料金は、無線 I Pアクセス定額料とし、料金表第4表(無線 I Pアクセス定額料)に定めるところによります。

す。

6 (略)

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第49条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表通則に規定する基本使用料及びユニバーサルサービス料の支払いを、付加機能、無線 I Pアクセスサービス又は情報提供サービスの提供の提供を開始した日から起算してその付加機能、無線 I Pアクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表通則に規定する付加機能使用料、無線 I Pアクセス定額料又は情報料の支払いを要します。

ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりX i <u>サービス</u>を利用することができない状態が生じたときの基本使用料<u>、ユニバーサルサービス料</u>、付加機能使用料<u>、無線 I Pアクセス定額料及び情報料</u>(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。

(1)~(2)(略)

(3) 前 2 号の規定によるほか、X i 契約者は、次の場合を除き、X i <u>サービス</u>を利用できなかった期間中の基本使用料等の支払 しを要します。

しんを要します。	
区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのXiサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその X i サービスについての料金
2 Xiの電話番号保管をしたとき。	電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのX i についての基本使用料及び付加機能使用料(別表2(付加機能等)に規定する遠隔管理機能に係るものを除きます。)

3 (略)

(通信料の支払義務)

第50条 X i 契約者、協定事業者又は当社が提供する i モードパケット・フリーサービス利用者は、次の通信について、第47条(通信時間等の測定等)の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表<u>通則</u>の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

表 (略)

2~3 (略)

(定期契約等に係る解約金の支払義務)

第51条 定期契約等における契約の満了以外の事由によりその契約を解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約等を解除したときは、料金表通則に規定する定期契約等に係る解約金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第52条 X i 契約者は、X i に係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表通則に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

5 (略)

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第49条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1 (基本使用料)及び第6 (ユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第2 (付加機能使用料)に規定する料金の支払いを要します。

ただし、料金表第1表(料金)又は別表2(付加機能)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりXiを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。

(1)~(2)(略)

(3) 前2号の規定によるほか、Xi契約者は、次の場合を除き、Xiを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのXiを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのXiについての料金
2 X i の電話番号保管をしたとき。	電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのXiについての基本使用料及び付加機能使用料(別表2(付加機能)に規定する遠隔管理機能に係るものを除きます。)

3 (略)

(通信料の支払義務)

第50条 X i 契約者、協定事業者又は当社が提供する i モードパケット・フリーサービス利用者は、は、次の通信について、第47条 (通信時間等の測定等)の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表第1表第3 (通信料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

表 (略)

2~3 (略)

(定期契約等に係る解約金の支払義務)

第51条 定期契約等における契約の満了以外の事由によりその契約を解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約等を解除したときは、料金表第1表第4(定期契約等に係る解約金)に規定する料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第52条 X i 契約者は、X i に係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が 支払われているときは、当社は、その料金を返還します。 (請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第52条の2 X i 契約者(X i ユビキタス契約者、X i 特定接続契約者及び当社が指定する X i 契約者を除きます。)は、X i サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第53条 X i 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表<u>通則</u>に規定する工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその工 事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 (略)

第3節~第7節 (略)

第11章 (略)

第12章 損害賠償

(責任の制限)

- 第63条 当社は、X i サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのX i サービスが全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、Xiサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのXiサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
- (1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、無線 I Pアクセス定額料及びユニバーサルサービス料として規定する料金
- (2) 料金表通則において通信料として規定する料金 (X i サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金 月の前 6 料金月の1日当たりの平均通信料 (前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法 により算出した額) により算出します。)

3~4 (略)

(注) (略)

(免責)

第64条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、当社はその責任を負いません。

2 (略)

第13章 雑則

第65条~第65条の3 (略)

(データ量到達通知)

第66条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、X i の契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。) に関する課金対象データ量の概算量(当社が別に定める方法により算定した量とし、料金月単位で累計するものとします。以下この条において同じとします。) が当社が別に定める量を超えたときに、そのX i 契約者へその旨を通知(以下「データ量到達通知」といいます。) します。

2 前項の規定にかかわらず、ケータイお探しサービス(第78条の2(ケータイお探しサービス)に規定するものをいいます。)に係る手続きに関する料金の支払義務にあっては第78条の2に定めるところによります。

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第52条の2 X i 契約者(X i ユビキタス契約者、X i 特定接続契約者及び当社が指定するX i 契約者を除きます。) は、X i サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第7 (請求書等の発行に関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第53条 X i 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 (略)

第3節~第7節 (略)

第11章 (略)

第12章 損害賠償

(責任の制限)

- 第63条 当社は、X i サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのX i サービスが全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、X i サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのX i サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
 - (1) 料金表第1表第1(基本使用料)、第2(付加機能使用料)及び第6(ユニバーサルサービス料)に規定する料金
 - (2) 料金表第1表第3 (通信料) に規定する料金 (Xiサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料 (前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)

3~4 (略)

(注) (略)

(免責)

- 第64条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 2 (略)

第13章 雑則

第65条~第65条の3 (略)

(データ量到達通知)

- 第66条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、X i の契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。) に関する課金対象データ量の概算量(当社が別に定める方法により算定した量とし、料金月単位で累計するものとします。以下この条において同じとします。) が当社が別に定める量を超えたときに、そのX i 契約者へその旨を通知(以下「データ量到達通知」といいます。) します。
- 2 当社は、指定先 X i に係る X i 契約者から前項に規定する請求があったときは、その指定先 X i の契約者回線との間の通信に関する課金対象データ量の概算量に、その指定先 X i に係る指定元 X i の契約者回線との間の通信に関する課金対象データ量の概算量を合算して得た課金対象データ量の概算量が当社が別に定める量を超えたときに、その X i 契約者へデータ量到達通知

2 (略)

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第67条 X i 契約者は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信をすることができます。

2 (略)

3 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の受信に関する損害については、第63条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、その他の損害については責任を負いません。

第68条~第69条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)~(12) (略)

(13) 電子メール (i モード電子メール (<u>i モードご利用規則</u>に規定するものをいいます。以下同じとします。) spモード電子メール (spモードご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。) 及びmoperaUサービス (moperaUご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。) に係る電子メールを含みます。以下この条において同じとします。) の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

(14)~(16) (略)

2~3 (略)

- 3 当社は、契約者が当社と契約を締結している他のXi又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、第1項第13号の規定に違反したものとして取り扱います。
- 4 第1項第13号及び前2項の規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信並びに+メッセージ(+メッセージ利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします。)の送信について準用します。

5~6 (略)

(注1) (略)

(注2) 当社は、契約者が第1項第15号又は第16号の規定に違反したことにより、端末設備の所持者又は登録利用者が受けた損害について、責任を負いません。

第71条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第72条 X i 契約 (X i ユビキタス契約を除きます。) の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

(1) (略)

(2) 当社が定める 5 Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスの契約者がその5 G契約、FOMA契約又はXi契約の解除と同時に新たにXi契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。

2 (略)

(国際アウトローミングの利用等)

- 第73条 X i 契約者は、別表2 (付加機能等) に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング (当社が別に定める外国の電気通信事業者が、ドコモU I Mカード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。
- 2 (略)
- 3 前項の規定によるほか、国際ローミング機能の利用に係る通信の料金については、発信者の契約者回線からこの機能を利用している X i 等の契約者回線への通信 (当社がその直前に確認できた日本国内の地域にその X i 等が在圏するものとみなして取り扱います。) と、その X i 等の契約者回線から当社が提供する国際電話サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線への通信があったものとみなして取り扱います。この場合において、国際ローミング機能に係る料金その他の提供条件は、国際電話サービス (国際電話サービス契約約款に規定するものをいい、国際ローミング機能に係るものに限ります。) の規定に準じて取扱います。
- 4 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、国際アウトローミ

を行います。

3 (略)

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

- 第67条 X i 契約者 (基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1 (基本使用料)の1 (適用)の(1)に2に規定するLP W A プラン等を選択している者を除きます。)は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信をすることができます。
- 2 (略)
- 3 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の受信に関する損害については、第63条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

第68条~第69条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)~(12) (略)

(13) 電子メール (別表 2 (付加機能) に定めるものをいい、 i モード電子メール (附則に規定するものをいいます。以下同じとします。) 及び<u>別表 2 に規定する</u>spモード電子メールを含みます。以下この条において同じとします。) の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

(14)~(16) (略)

2~3 (略)

- 3 当社は、契約者が当社と契約を締結している他のXi又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、第1項第13号の規定に違反したものとして取り扱います。
- 4 第1項第13号及び前2項の規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信並びに別表2に規定する電子メッセージ送信について準用します。

5~6 (略)

(注1) (略)

(注2) 当社は、契約者が第1項第15号又は第16号の規定に違反したことにより、端末設備の所持者又は登録利用者が受けた 損害について、一切の責任を負いません。

第71条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第72条 X i 契約 (X i ユビキタス契約を除きます。)の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

- (1) (略
- (2) 当社が定めるFOMAサービス又はXiサービスの契約者がそのFOMA契約又はXi契約の解除と同時に新たにXi契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。
- 2 (略)

(国際アウトローミングの利用等)

- 第73条 X i 契約者は、別表 2 (付加機能) に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング(別表8に定める外国の電気通信事業者が、ドコモU I Mカード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。
- 2 (略)

ングに係る外国の電気通信事業者の一部を変更又は国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨をXi契約者へ周知します。

5 当社は、前項の規定により、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の一部を変更又は国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の一部若しくは全部を廃止したことによりXi契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(注) (略)

(無線 I Pアクセスサービスの利用等)

第74条 X i 契約者は、別表 2 (付加機能等) に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能の提供を受けているとき (当社が別に定める場合を除きます。) は、無線 I Pアクセスサービス (当社の無線 I P通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。この場合において、無線 I Pアクセスサービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

- 3 外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 4 第1項の規定にかかわらず、利用停止等によりXiサービスを利用できないとき、又は電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができない場合があります。
- 5 前項の規定によるほか、国際アウトローミングの利用については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
- 6 当社は、X i 契約者が当社に支払うべき国際アウトローミングに係る料金の1の料金月における累計額(当社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額(国際電話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能の利用に係るものを含みます。)とし、既に当社に支払われた額を除きます。以下この条において「月間利用額」といいます。)について、限度額(以下この条において「利用停止目安額」といいます。)を設定します。
- 7 当社は、国際アウトローミングに係る月間利用額が利用停止目安額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際アウトローミングの利用を停止します。
 - ただし、料金の支払いにより月間利用額が利用停止目安額を下回ることとなったときは、この限りでありません。
- 8 当社は、前2項の規定によるほか、特定の24時間における国際アウトローミングの利用に係る額が利用停止目安額を超えたことを 当社が確認したときは、Xi契約者から再利用の請求があるまでの間、国際アウトローミングの利用を停止する場合があります。
- 9 X i 契約者は、利用停止目安額を超えた部分の国際アウトローミング利用料の支払いを要します。
- 10 当社は、X i 契約者から請求があったときは、その請求を行った後に、国際アウトローミングを利用して行ったデータ通信モードによる 通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この条において同じとします。)に関する料金の月間利用額(当社が別に定める 方法により算定した額とします。)が 5,000円を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間(Xi契約者から再利用の請求があったときは、当社がそのことを確認するまでの間)、国際アウトローミングを利用して行うデータ通信モードによる 通信の利用を停止します。
- 11 当社は、前項の規定により国際アウトローミングを利用して行うデータ通信モードによる通信の利用を停止した場合において、Xi契約者から再利用の請求があったときは、前項に規定する通信の利用の停止を解除します。この場合において、当社は、その解除を行った後に、国際アウトローミングを利用して行ったデータ通信モードによる通信について、前項の規定を適用します。
- 12 X i 契約者は、第10項及び前項の規定において 5,000円を超えた部分の国際アウトローミング利用料の支払いを要します。
- 13 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第63条(責任の制限)の規定に該当する 場合に限り、その規定(損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます。)により責任を負うものとし、その他の 損害については一切の責任を負いません。
- 14 国際アウトローミングの営業区域その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (注1) 本条第10項に規定する当社が別に定める通信は、料金表3表の1(適用)の(4)及び(7)に規定する対象通信とします。
- (注2) 本条第14項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。
- (注3) (略)

(無線 I Pアクセスサービスの利用等)

- 第74条 X i 契約者は、別表 2 (付加機能) に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能の提供を受けているとき (当社が別に定める場合を除きます。) は、無線 I Pアクセスサービス (当社の無線 I P通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。
- 2 Xi契約者は、前項の規定により、無線IPアクセスサービスを利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- 3 Xi契約者は、前2項の規定により当社が無線IPアクセスサービスの提供を開始した日から起算して無線IPアクセスサービスの廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第4表(無線IPアクセス定額料)に規定する料金の支払いを要します。
- 4 無線 I Pアクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域(無線 I P通信網サービス契約約款に規定する営業区域と同一とします。)内に在圏する場合に限り、行うことができます。 ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 5 利用停止等によりX i を利用できないとき、又は電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、無線 I Pアクセスサービスを利用することができません。
- 6 無線 I P アクセスサービスを利用することができなかった場合の無線 I P アクセス定額料の取扱いについては、X i の基本使用料の場合に準じるものとします。

- 2 (略)
- 3 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I Pアクセス サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法 により、その旨を X i 契約者へ周知します。
- 4 当社は、前項の規定により、無線 I Pアクセスサービスの一部又は全部を廃止したことによりX i 契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。
- (注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、「docomo Wi-Fi ISPオプション サービスご利用規則」に定めるところによります。

(利用者登録)

第74条の2 X i 契約者(当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が定める方法により、その契約に係るX i サービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2~5 (略)

6 Xi契約者は、そのXi契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社はXi契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

(1)~(6) (略)

第75条~第76条 (略)

(7) X i 契約者からの請求により、i モードご利用規則に規定する i モードお預かりセンターその他の当社の設置した電気通信設備に蓄積されたデータの一部を、当社が別に定める方法により閲覧に供する場合があること。

7~9 (略)

(注) (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

- 第77条 Xi契約者は、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第16条(当社が行う一般契約の解除)、第21条(その他の提供条件)、第21条の6(契約者が行うXiユビキタス一般契約の解除)、第21条の7(その他の提供条件)又は第21条の7の6(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社がXiサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(Xi契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 2 (略)
- 3 前2項の規定によるほか、契約者は、携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(その携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 4 前3項の規定によるほか、Xi 契約者は、電子メール、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージ又は<u>+メッセージ</u>(以下この項において「電子メール等」といいます。)の送信を行った場合であって、その電子メール等の接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その電子メール等の送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為(第70条(利用に係る契約者の義務)第1項第13号及び第2項に相当するものをいいます。)に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者とします。)へ、文字メッセージ若しくは+メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号又はその電子メールの送受信を行った電子メールアドレス、電子メール等の受信時刻(受信に係る電気通信事業者の電気通信設備においてその電子メール等を蓄積した時刻をいいます。)及び電子メール等の内容等の情報(契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を通知することにあらかじめ同意するものとします。

(注) (略)

第77条の2~第77条の3 (略)

- 7 (略)
- 8 電話番号保管があったときは、無線 I Pアクセスサービスの提供を廃止します。
- 9 Xi契約に係る名義変更(新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める 基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。)があったときは、無線 IPアクセスサービスの提供を廃止します。

(利用者登録)

- 第74条の2 X i 契約者(当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が定める方法により、その契約に係る X i サービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。2~5 (略)
- 6 Xi契約者は、そのXi契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社はXi契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。
 - (1)~(6)(略)
 - (7) X i 契約者からの請求により、別表 2 (付加機能) に規定する i モードケータイデータ蓄積装置その他の当社の設置した電気通信設備に蓄積されたデータの一部を、当社が別に定める方法により閲覧に供する場合があること。

7~9 (略)

(注) (略)

第75条~第76条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

- 第77条 Xi契約者は、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第16条(当社が行う一般契約の解除)、第21条(その他の提供条件)、第21条の6(契約者が行うXiユビキタス一般契約の解除)、第21条の7(その他の提供条件)又は第21条の7の6(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社がXiサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(Xi契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 2 (略)
- 3 前2項の規定によるほか、契約者は、携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(その携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 4 前3項の規定によるほか、Xi契約者は、電子メール (第70条 (利用に係る契約者の義務) 第1項第13号に定めるものをいい、以下この項において同じとします。)、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージ又は別表2に規定する電子メッセージ (以下この項において「電子メール等」といいます。)の送信を行った場合であって、その電子メール等の接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その電子メール等の送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為(第70条 (利用に係る契約者の義務)第1項第13号及び第2項に相当するものをいいます。)に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者とします。)へ、文字メッセージ若しくは電子メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号又はその電子メールの送受信を行った電子メールアドレス、電子メール等の受信時刻(受信に係る電気通信事業者の電気通信設備においてその電子メール等を蓄積した時刻をいいます。)及び電子メール等の内容等の情報(契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を通知することにあらかじめ同意するものとします。

(注) (略)

第77条の2~第77条の3 (略)

(番号えらべるサービスの利用)

- 第78条 X i 契約者は、番号えらべるサービス(当社が定める所属 X i サービス取扱所において、X i 契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
- 2 X i 契約者は、当社が、番号えらべるサービスに係る申出に応じて契約者識別番号を付与したときは、料金表<u>通則</u>に規定する<u>手</u> 続きに関する料金の支払いを要します。
- 3 (略)

(注1)~(注2)(略)

第78条の2 削 除

(番号えらべるサービスの利用)

- 第78条 X i 契約者は、番号えらべるサービス(当社が定める所属 X i サービス取扱所において、X i 契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。 以下同じとします。) を利用することができます。
- 2 X i 契約者は、当社が、番号えらべるサービスに係る申出に応じて契約者識別番号を付与したときは、料金表第1表第5 (手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。
- 3 (略)

(注1)~(注2)(略)

(ケータイお探しサービス)

第78条の2 X i 契約者は、i モード機能(附則に規定するものをいいます。以下同じとします。) 又は別表 2 (付加機能) に規定するspモード機能の提供を受けているときは、次項に規定するケータイお探しサービス(契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備(当社が別に定めるものに限ります。) の所在に係る緯度及び経度等の情報(以下この条において「位置情報」といいます。) を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

2 ケータイお探しサービスには、次の種類があります。

2 グーダイの休しサービスには、次の性	XXX 0/26 9 6						
種類	内 容						
ケータイお探しサービス(基本)	(1) X i 契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末						
	設備(当社が別に定めるものに限ります。)の位置情報を、当社が通知するものとしま						
	す。						
	(2) 当社は、X i 契約者の申出に基づく位置情報の取得に先立ち、位置情報を取得する						
	旨を i モード電子メール又は当社が別に定める方法により制御信号を利用して契約者						
	回線へ通知します。						
	_ ただし、電波状況その他の理由により、通知ができない場合があります。						
	(3) 契約者は、当社が別に定める回数を超えて当社が位置情報を取得したときは、料金表						
	第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。						
新ケータイお探しサービス(月額)	(1) 当社が別に定めるところにより新ケータイお探しサービス (月額) に関する申込みをした						
	X i 契約者からの申出により、そのX i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設						
	備(当社が別に定めるものに限ります。)の位置情報を、当社が通知するものとします。						
	(2) spモード機能の提供を受けているX i に限り提供します。						
	(3) 当社は、第1号に規定する申込みをしたX i 契約者の申出に基づく位置情報の取得						
	に先立ち、位置情報を取得する旨を当社が別に定める方法により制御信号を利用して						
	契約者回線へ通知します。						
	_ ただし、電波状況その他の理由により、通知ができない場合があります。						
	(4) 新ケータイお探しサービス(月額)に関する申込みをしたX i 契約者は、その申込みが						
	あった日を含む暦月から起算して、新ケータイお探しサービス(月額)の契約の解除(当						
	社が別に定める場合を除きます。)があった日を含む暦月までの期間について、料金表						
	第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。						
	(5) 新ケータイお探しサービス(月額)にかかる料金については、料金表通則第3項(料						
	金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割りしません。						
新ケータイお探しサービス(スポッ	(1) 新ケータイお探しサービス(スポット)に関する申込みをしたX i 契約者からの申出によ						
<u>h)</u>	り、そのX i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備(当社が別に定めるもの						
	に限ります。)の位置情報を、当社が通知するものとします。						
	(2) spモード機能の提供を受けている X i に限り提供します。						
	(3) 当社は、第1号に規定する申込みをしたX i 契約者の申出に基づく位置情報の取得						
	に先立ち、位置情報を取得する旨を当社が別に定める方法により制御信号を利用して						
	契約者回線へ通知します。						
	ただし、電波状況その他の理由により、通知ができない場合があります。						
	(4) 新ケータイお探しサービス(スポット)に関する申込みをした契約者は、当社が位置情						
	報を取得したときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金の支						
	払いを要します。						
2 共2項の担向にかかならず 雨冲							

- 3 前2項の規定にかかわらず、電波状況その他の理由により、当社が位置情報を取得できないときは、ケータイお探しサービスを利用することができません。
- 4 当社は、ケータイお探しサービスの提供に関して通知する位置情報の精度及び内容について保証しません。

第78条の3 (略)

第78条の4 削 除

第78条の5 (略)

(合意管轄)

第79条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住居地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第80条 (略)

(Xiサービスの廃止)

第80条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、Xiサービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

- 5 当社は、ケータイお探しサービスによりXi 契約者に通知した位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切わないものとします。
- 6 ケータイお探しサービスの申込み、利用方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (注) 本条第1項、第2項、第4項及び第6項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページ及びケータイお探しサービス(基本)は、「ケータイお探しサービスご利用規約(2017年4月以前発売の機種版)」、新ケータイお探しサービス(月額)は、「ケータイお探しサービスご利用規約(iPhoneおよび2017年5月以降発売のスマートフォン・タブレット版)」にそれぞれ定めるところによります。

第78条の3 (略)

(おまかせロック等)

- 第78条の4 X i 契約者は、おまかせロック (契約者からの請求により、端末設備 (当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。) の一部の機能を停止するための信号及びドコモU I Mカード等 (当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。) の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。
- 2 前項の規定によるほか、Xi契約者は、当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約に基づきケータイ補償お届けサービスの提供を受けているXiにおいて、端末ロック(契約者からの請求により、当社が定める端末設備の一部の機能を停止するための信号及びドコモUIMカード等の一部の機能を停止するための信号を、その端末設備が接続されている契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
- 3 Xi契約者は、端末ロックの利用に先立って、端末ロックの対象となる1の端末設備(契約者が購入したことを当社が定める方法により確認した端末設備であって、当社が定める機能を有するものに限ります。)をあらかじめ指定して当社に申し出ていただきます。
- 4 X i 契約者は、前項の規定により指定した端末設備の利用に係る権利を、契約者以外の者へ譲渡したときは、そのことを速やかに 当社に申し出ていただきます。
- 5 当社は、前項の規定に違反して、譲渡があったにもかかわらず契約者から当社にその申出がなかったときは、X i 契約者の端末ロック利用に起因する損害について、一切の責任を負いません。
- 6 前 5 項の規定によるほか、X i 契約者は、遠隔初期化(契約者からの請求により、当社が定める端末設備等に記録されたデータを消去するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
- 7 当社は、おまかせロック、端末ロック及び遠隔初期化に関する損害については、第63条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備又はドコモUIMカード等に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。
- 8 おまかせロック、端末ロック及び遠隔初期化の利用方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (注1)電波が届かない場所に在圏する場合又は電波状況が著しく悪化した場合等においては、おまかせロック、端末ロック又は遠隔 初期化を利用することができない場合があります。
- (注2) X i 契約者は、端末設備の利用に係る権利を譲り受けたときは、その端末設備が端末ロックの対象かどうか確認していただきます。この場合において、当社は、契約者が確認を怠ったことにより、端末ロックに係る信号が端末設備において受信された場合は、一切の責任を負いません。
- (注3) X i 契約者は、おまかせロック、端末ロック又は遠隔初期化の利用に係る紛議が生じた場合は、当事者間において問題を解決していただきます。
- (注4) 本条第1項及び第8項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

第78条の5 (略)

(合意管轄

第79条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第80条 (略)

- 2 当社は、前項の規定によりXiサービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等をXi契約者へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定によりXiサービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第14章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

- 第81条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、そのX i 契約者に係るX i 又は国際アウトローミング (当社が別に定める通信 に係るものを除きます。以下この条において同じとします。) の通信料金明細内訳書を発行します。
- 2 X i 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表<u>別記</u>に規定する料金明細内訳書の発行手数料及び郵送料の支払いを要します。

ただし、X i 契約者が、料金明細内訳書の発行について、通信料金明細内訳に係る情報を、当社が定める方法により当社のインターネットホームページにおいてのみ確認する取扱いを選択したときは、この限りでありません。

3~4 (略)

- 5 第3項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 6 (略)
- 7 X i 契約者は、前項に規定する用途別集計を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表<u>別記</u>に規定する<u>用途別集計に</u>係る手数料の支払いを要します。
- 8 通信料金明細内訳の表示方法、その他の発行及び閲覧に関する条件は、本条に定めるほか、当社が定めるところによります。
- (注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は、「WORLD WINGご利用にあたって」に規定する海外パケ・ホーダイ、パケットパック海外オプションの適用を受ける通信をいいます。

(注2)~(注3)(略)

(請求書の分割送付)

- 第82条 当社は、第81条(料金明細内訳書の発行等)第6項に規定する用途別集計を行っているXi契約者から請求があったときは、その契約者に係るXiサービスに関する通信料のうち当社が別に定める方法により行った通信に関する料金の請求書を、その契約者があらかじめ指定した他の送付先に、当社又は請求事業者が別に定めるところにより分割して送付(以下「請求書の分割送付」といいます。)します。
- 2 (略)
- 3 X i 契約者は、請求書の分割送付の取扱いを受けたときは、料金表別記に規定する<u>分割送付</u>手数料の支払いを要します。 $4 \sim 5$ (略)

(支払証明書等の発行)

- 第83条 当社は、X i 契約者等(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社がその債権を譲渡した X i サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その X i サービスに関する料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
- 2~3 (略)
- 4 Xi契約者等は、前3項の請求をし、その支払証明書等(支払証明書、預託金預り証明書又は契約事項証明書をいいます。 以下同じとします。)の発行を受けたときは、料金表<u>別記に規定する支払証明書等の発行</u>手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) (略)

第14章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

- 第81条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、そのX i 契約者に係るX i 又は国際アウトローミング(当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。)の通信料金明細内訳書を発行します。
- 2 Xi契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第5表第1に規定する手数料及び郵送料の支払いを要します。

ただし、X i 契約者が、料金明細内訳書の発行について、通信料金明細内訳に係る情報を、当社が定める方法により当社のインターネットホームページにおいてのみ確認する取扱いを選択したときは、この限りでありません。

3~4 (略)

- 5 第3項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 5 (略
- 7 X i 契約者は、前項に規定する用途別集計を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第5表第5に規定する手数料の支払いを要します。
- 8 通信料金明細内訳の表示方法、その他の発行及び閲覧に関する条件は、本条に定めるほか、当社が定めるところによります。

(注1)~(注2)(略)

(iモード通信履歴の閲覧)

- 第81条の2 当社は、i モード機能を利用している X i 契約者から i モード通信履歴 (i モード機能の利用に係る通信の履歴であって、i モードセンタにおいて記録された接続先 U R L、送受信先メールアドレス及び通信の接続時刻等をいいます。以下この条において同じとします。) の閲覧の請求があった場合は、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。
- 2 i モード通信履歴は当社が定める期間に限り閲覧できます。
- 3 前項の規定にかかわらず、Xi契約の解除、iモード機能の廃止、契約者識別番号の変更等により、iモード通信履歴を閲覧できなくなる場合があります。
- 4 当社は、設備の保守等により i モード通信履歴の閲覧を中止することがあります。
- 5 当社は、i モード通信履歴の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 6 j モード通信履歴に関する内容、閲覧方法その他の取扱いは、当社が別に定めるところによります。
- (注) 本条第6項に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります。

(請求書の分割送付)

- 第82条 当社は、第81条(料金明細内訳書の発行等)第6項に規定する用途別集計を行っているXi契約者から請求があったときは、その契約者に係るXiサービスに関する通信料のうち当社が別に定める方法により行った通信に関する料金の請求書を、その契約者があらかじめ指定した他の送付先に、当社又は請求事業者が別に定めるところにより分割して送付(以下「請求書の分割送付」といいます。)します。
- 2 (略)
- 3 X i 契約者は、請求書の分割送付の取扱いを受けたときは、料金表第5表第3に規定する手数料の支払いを要します。
- 4~5 (略)

(支払証明書等の発行)

- 第83条 当社は、X i 契約者等(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社がその債権を譲渡した X i サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その X i サービスに関する料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
- 2~3 (略)
- 4 X i 契約者等は、前3項の請求をし、その支払証明書等(支払証明書、預託金預り証明書又は契約事項証明書をいいます。 以下同じとします。)の発行を受けたときは、料金表第5表第2に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) (略)

第84条 (略)

第84条 (略)

(ケータイ払い)

- 第85条 X i 契約者 (i モード機能又は別表 2 (付加機能等) に規定するspモード機能の提供を受けている者に限ります。) は、 当社が別に定めるところにより、ケータイ払い (商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、X i サービスを利用してその商品等を販売又は提供する者との間の代金の決済を行うことができるサービスをいい、当社が提供するd払い、ドコモ払い及びd払い(iD)を含みます。) を利用することができます。
- (注) 本条に定める当社が別に定めるところは、「d払い/ドコモ払いご利用規約」又は「d払い(iD)利用規約」に定めるところによります。

(情報提供サービス)

- 第86条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能等) に規定する情報提供サービスを提供します。 \underline{z} の場合において、情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨をXi契約者へ周知します。
- 3 当社は、前項の規定により、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止したことによりXi契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(ケータイ払い)

- 第85条 X i 契約者 (i モード機能又は別表 2 (付加機能) に規定するspモード機能の提供を受けている者に限ります。<u>以下この条において同じとします。</u>) は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い (商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、X i サービスを利用してその商品等を販売又は提供する者 (以下「商品提供者」といいます。) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。
- 2 X i 契約者は、当社以外の商品提供者が提供する商品若い、は権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、ケータイ払いを利用するときは、当社がそのX i 契約者に代わってその商品等の代金を商品提供者に立替払いすること又は当社がその商品等の代金に係る債権を、その商品提供者から譲り受けることを承諾していただきます。
- 3 X i 契約者は、当社が定める方法によりあらかじめ登録された額の残高から、その X i サービスからのケータイ払いの利用に係る商品等の代金の支払いを行うことができます。
- 4 当社は、前項に規定する支払方法による商品等の代金の支払いの全部又は一部がなかったときは、その商品等の代金をXiサービスの料金と合わせて請求します。
- 5 ケータイ払いの利用に係る商品等の代金の支払方法については、料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。
- 6 Xi契約者は、支払期日を経過してもなおケータイ払いの利用に係る商品等の代金の支払いがない場合は、第1項の規定にかかわらず、ケータイ払いを利用することができない場合があります。
- 7 X i 契約者は、前項の規定によるほか、次のいずれかに該当する場合は、ケータイ払いを利用することができない場合があります。
 - (1) X i サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) そのX i サービスの料金その他の債務の支払状況が、当社が定める基準に適合しないとき。
 - (3) ケータイ払いの利用に係る商品等の代金の合計額が、当社が別に定めるところにより限度額を超えたとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 8 契約者は、当社にあらかじめ申し出ることにより、ケータイ払いを利用できないようにすることができます。
- 9 未成年である契約者が、前項の申出を行った後に、ケータイ払いの再利用の請求をするときは、あらかじめ、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。
- 10 当社は、ケータイ払いで購入した当社以外の者が提供する商品等の瑕疵、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 11 ケータイ払いの利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (注) 本条第1項、第5項、第7項第3号及び第11項に規定する当社が別に定めるところは、「spモードご利用規則」又は「iモードご利用規則」等に定めるところによります。

(情報提供サービス)

第86条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。

種類	内容
地図情報等提供サービス	緯度及び経度等の位置に関する情報により検索された地図情報等(当社が定めるものに 限ります。)の提供を受けることができるもの
i チャネル	当社が定める機能を有する端末設備を利用して情報を受信するもの
<u>i Bodymo</u>	当社が定める機能を有する端末設備及び蓄積装置(当社が設置した電気通信設備であって、X i 契約者又は情報提供者(第84条(回収代行の承諾等)に規定するものをいい、当社が定める基準に適合するものに限ります。以下この条において同じとします。)により登録されたデータ(以下この条において「蓄積データ」といいます。)を蓄積するものをいいます。)を利用して情報を受信するもの

- 2 地図情報等提供サービスは、moperaU機能、spモード機能若しくは i モード機能の提供を受けているX i に限り提供します。
- 3 i チャネル及び i Bodymo(以下この条において「 i チャネル等」といいます。)は、 i モード機能又はspモード機能の提供を受けている X i に限り提供します。
- 4 Xi契約者は、iチャネル又は i Bodymoを利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- 5 X i 契約者は、当社が i チャネル又は i Bodymoの提供を開始した日から起算して廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第5表第4 (情報料) に規定する料金の支払いを要します。
- 6 電話番号保管又はiモード機能及びspモード機能の廃止があったときは、iチャネル等の提供を廃止します。
- 7 当社は、蓄積データに基づき X i 契約者に提供する情報を作成します。この場合において X i 契約者は、蓄積データを当社が利用することについて、あらかじめ同意するものとします。

8 当社は、蓄積データが当社の定める蓄積期間を超えた場合は、その情報を削除します。 9 前項の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、蓄積データが消去されることがあります。この場合、消去された蓄 積データの復元はできません。 10 X i 契約者は、X i 契約者に有料情報サービス(第84条に規定するものをいいます。)を提供する情報提供者からの請求に基 づき、蓄積データを当社が送出することにあらかじめ同意するものとします。 11 i チャネル等の料金に関するその他の取扱いについては、基本使用料等の取扱いに準じるものとします。 12 i チャネル等で提供される情報の提供回数及び時間等の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 13 情報提供サービスで提供される情報は、当社以外の者により作成されます。 14 当社は、前各項に規定する情報提供サービス以外に当社又は当社以外の者により作成された情報の提供を行うことがあります。 15 当社は、情報提供サービスで提供される情報(前項の規定により提供する情報を含みます。)の内容等当社の責めによらない理 由による損害については、責任を負いません。 16 当社が行う情報提供サービスに関する損害の賠償は、第63条(責任の制限)の規定に準じて取り扱います。 (注) 本条第11項に定める当社が別に定めるところは、「 i モードご利用規則」、又は「spモードご利用規則」等に定めるところによりま 第87条~第93条 (略) 第87条~第93条 (略)

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 当社が提供するX i サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料、情報提供サービス及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。
- 2~3 (略)
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能 (別表2 (付加機能等) に規定する i モード電子メール転送機能を除きます。以下この条において同じとします。)、無線 I Pアクセスサービス若しくは情報提供サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能、無線 I Pアクセスサービス若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能、無線 I Pアクセスサービス若しくは情報提供サービスの提供を開始し、その日にその 契約の解除又はその付加機能、無線 I Pアクセスサービス若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

(4)~(5) (略)

5~11 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 12 当社は、Xi契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのXi(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がXiに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。
 - (1) (略)
 - (2) その請求のあった X i に係る料金等が、他の 5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、X i 若しくは X i ユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス若しくは FOMA位置情報 (FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

13 当社は、1のXiにおいて、iモード機能又は別表2(付加機能等)に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能若しくはspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したき(当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、そのXiについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでありません。

(1)~(2) (略)

- (3) そのX i が、身体障がい者等割引 (当社が別に定めるところにより提供するハーティ割引をいいます。以下同じとします。) の 適用を受けているとき。
- (4) そのX i について、当社が電話番号保管を行っているとき(第32項に規定するメールアドレス保管を行っているときを除きます。)。
- 14 当社は、Xi又はXiユビキタスに係る料金その他の債務が、他の5Gサービス、FOMAサービス又はワイドスター通信サービス (当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。) に係る料金等と一括して 請求されている場合は、そのXiについてXi契約者から第12項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。
- <u>15</u> 当社は、第12項に規定する請求データ蓄積装置に、当該X i 契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

└6 (略)

- 17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている X i について、X i 契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。
 - (1) 第12項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) (略)
- 18 (略)
- 19 契約者は、料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第22項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i 契約者は、その料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料、情報料及びその他のサービスに関する料金(第58条の2

料金表通則

1~2 (略)当

3 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。

ただし、第1表第2(付加機能使用料)において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
- (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
- (3) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

(4)~(5) (略)

4~10 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 11 当社は、X i 契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのX i (当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がX i に係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。) について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報 (当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。) の送付に代えて、請求データ蓄積装置 (請求額情報 (料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。) を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。) に登録した電子データにより、請求額情報を通知 (以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。) する取扱いを行います。
 - (1) (略)
 - (2) その請求のあったXiに係る料金等が、他のXi、FOMA、FOMAユビキタス若しくはFOMA位置情報(FOMA サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。
 - (3) (略)
- 12 当社は、1のXiにおいて、iモード機能又は別表2 (付加機能)に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能若しくはspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき (当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、そのXiについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでありません。

(1)~(2) (略)

- (3) そのX i が、第1表第1 (基本使用料) の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- (4) そのXi について、当社が電話番号保管を行っているとき(別表2(付加機能)に規定するspモード電子メールアドレス保管を行っているときを除きます。)。
- 13 当社は、Xi又はXiユビキタスに係る料金その他の債務が、Xiサービス、FOMAサービス又はワイドスター通信サービス (当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのXiについてXi契約者から第11項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。
- 14 当社は、第11項に規定する請求データ蓄積装置に、当該 X i 契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

15 (略

- 17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている X i について、X i 契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。
 - (1) 第11項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) (略)
- 18 (略)
- 19 契約者は、料金及び工事費について、第22項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、Xi契約者は、その料金及び工事費(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。)について、当社が指定するXiサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。)について、当社が指定するX i サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20~22 (略)

23 第49条(基本使用料等の支払義務)から第54条(相互接続通信に係る料金の取扱い)、第74条(無線 I Pアクセスサービスの利用等)、第81条(料金明細内訳書の発行等)から第83条(支払証明書等の発行)、第86条(情報提供サービス)及び第88条(番号案内料等の支払義務等)の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (国際アウトローミングを除きます。) に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りでありません。

(基本使用料の適用)

- 24 基本使用料の適用については、第49条(基本使用料等の支払い義務)及びこの料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。この場合において、当社は、当社が別に定める基本使用料の料金種別に応じて、基本使用料を適用します。
- 25 X i 契約者及び X i ユビキタス契約者は、 X i サービスの利用に先立って、基本使用料の料金種別のいずれかを選択していただきます。

(付加機能使用料の適用)

26 付加機能使用料の適用については、第49条 (基本使用料等の支払い義務) 及びこの料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

(通信料の適用)

- 27 通信料の適用については、第50条(通信料の支払義務)、第54条(相互接続通信の料金の取扱い)、この料金表通則及び料金表別記の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。
- 28 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、料金表通則及び料金表別記の規定によるほか、第25項の規定によりX i 契約者及びX i ユビキタス契約者が選択した基本使用料の料金種別に対応する料金額を適用します。
- 29 前項の規定によるほか、契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。
- (1) 留守番電話サービス利用規約に規定する留守番電話サービスに係る伝言メッセージの蓄積のために行った通信
- (2) 迷惑電話ストップサービス利用規約に規定するガイダンスによる自動応答を受けた通信
- (3) 当社が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により着信者の設定に基づき発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の通知を受けた通信
- 30 次の通信については、第50条(通信料の支払義務)及び第54条(相互接続通信に係る料金の取扱い)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。
- (1) 当社が別に定める協定事業者が提供する緊急通報用電話の契約者回線等(110番、118番又は119番)への通信
- (2) 災害が発生した場合に当社が指定する端末設備からり災者が行う通信
- (3) X i サービス取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信であって、X i サービスに関する問合せ、申込み若しくは通知等、付加機能の利用に係る設定等又は端末設備の修理等に係るソフトウェアのダウンロードのために行われるもの(当社が別に定めるものに限ります。)
- (4) 協定事業者に係る電気通信設備の修理等の請求のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当 社が指定したものへの通信
- (5) 当社が電気通信サービスの品質向上等を目的として情報収集を行うための通信(当社が別に定めるものに限ります。)
- (6) ドコモeSIMカード等への契約者識別番号等の情報の登録を行うための通信(当社が別に定めるものに限ります。)
- (7) 契約者があらかじめ当社が別に定める条件により情報の送信を受けることに同意した場合であって、これに基づく情報 (当社が別に定めるものに限ります。) の受信に係る通信

(定期契約等に係る解約金の適用)

31 定期契約等に係る解約金の適用については、第51条(定期契約等に係る解約金の支払義務)の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

ただし、契約者が当社が別に定める事由に該当するときは、解約金の支払いを要しません。

(手続きに関する料金の適用)

- 32 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。
- (1) 契約事務手数料

X i 契約又はX i ユビキタス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(2) カード発行手数料

ドコモリ I Mカード又はドコモ e S I Mカードの貸与に関する請求 ((1)又は(6)の申込みと同時に行われたものを除きます。) をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(3) SIM情報再発行手数料

ドコモeSIMカード等への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求 ((1)又は(6)の申込みと同時に行われたものを除

20~22 (略)

23 第49条(基本使用料等の支払義務)から第53条(工事費の支払義務)までの規定、第54条(相互接続通信に係る料金の取扱い)の規定、第74条(無線 I Pアクセスサービスの利用等)、第86条(情報提供サービス)及び第88条(番号案内料等の支払義務等)の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、第1表第3 (通信料) に規定する国際ショートメッセージ通信料又は第3表 (国際アウトローミング利用料) に規定する国際アウトローミング利用料については、この限りでありません。

きます。) をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(4) 名義変更手数料

X i サービスに係る名義変更の請求(相続等に伴うものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(5) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料

第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)又は第21条(その他の提供条件)の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(6) 登録等手数料

端末設備若いは自営電気通信設備(以下「端末設備等」といいます。)の接続に関する請求 ((1)の申込みの請求と同時 に行われたものを除きます。) をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(7) 保管手数料

第12条の2 (一般契約に係る電話番号保管) 又は第20条の2 (定期契約に係る電話番号保管) に規定する電話番号保管又はメールアドレス保管 (spモードご利用規則に規定するspモード電子メールに係るメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行っている期間において支払いを要する料金

(8) その他の手数料

電話番号保管の請求その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

- 33 手続きに関する料金の適用については、第52条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。
- (1) 契約事務手数料の適用除外
 - ア 一般契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合及び定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。
 - ✓ X i ユビキタス一般契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに X i ユビキタス定期契約を締結する場合及び X i ユビキタス定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに X i ユビキタス一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。
 - ウ 一般契約の締結と同時に身体障がい者等割引の適用を受けることとなった場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。
- (2) 名義変更手数料の適用除外
 - ア 一般契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者が、名義変更と同時に身体障がい者等割引の適用を受けることとなった場合の名義変更手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。
 - イ 名義変更により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。
- (3) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用除外

携帯電話・PHS番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

(4) 登録等手数料の適用除外

Xi契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けている場合若しくはその適用を受けることとなった場合の登録等手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

- (5) 保管手数料の適用
 - ア Xi 契約者は、当社が電話番号保管又はメールアドレス保管(以下「電話番号保管等」といいます。)を開始した日から起算して電話番号保管等を取りやめる請求があった日までの期間について、料金表別記に規定する料金の支払いを要します。
 - イ 当社は次のいずれかに該当するときは、料金表別記に規定する保管手数料を電話番号保管等の日数に応じて日割します。
 - (ア) 暦月の初日以外の日に電話番号保管等の開始があったとき。
 - (イ) 暦月の初日以外の日に電話番号保管等を取りやめる請求があったとき。
- (6) 1の契約又は1の端末設備等について、その他の手数料の支払いを要する手続きが、登録等手数料を要する手続きと同時に 行われるものであるとき(当社が別に定める場合を除きます。)は、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、その他の手数料は 適用しません。
- _(注) (6)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は 着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。
- __(7) 当社は、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。
 - (請求書等の発行に関する料金の適用)
- 34 請求書等の発行に関する料金の適用については、第52条の2 (請求書等の発行に関する料金の支払義務)、この料金表通 則及び料金表別記に規定するところによります。
- 35 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しませ

ん。

- (1) 第82条 (請求書の分割送付) に規定する請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。
- (2) 身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- (3) i モード機能又は別表 2 (付加機能) に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能若しくはspモード機能の提供を受けていないとき。
- (4) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求 書等の発行に関する料金を支払っているとき。
- (5) 請求事業者が、当社から譲渡した債権及び当社以外の者が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求しているとき。
- (6) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。 (ユニバーサルサービス料の適用)
- 36 ユニバーサルサービス料の適用については、第49条(基本使用料等の支払い義務)、料金表通則及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。
- (1) FOMA契約、FOMAユビキタス契約若しくはFOMA位置情報契約又は5G契約の解除と同時に新たにXi契約又はXiユビキタス契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続してXi契約又はXiユビキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。
- (2) X i ユビキタスにおいて契約者識別番号が第21条の5の2 (請求による契約者識別番号の変更) に規定するM2M等専用番号であると当社が認めたときは、(1)の規定にかかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 (工事費の適用)
- 37 工事費の適用については、第53条 (工事費の支払義務) の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。 (国際アウトローミング利用料の適用)
- 38 国際アウトローミング利用料の適用については、第73条(国際アウトローミングの利用等)の規定によるほか、当社が別に定めると ころによります。

(無線 I Pアクセス定額料の適用)

39 無線 I Pアクセス定額料の適用については、第74条(無線 I Pアクセスサービスの利用等)の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

(その他のサービスに関する料金の適用)

- 40 料金明細内訳書の発行手数料及び用途別集計に係る手数料の適用については、第81条(料金明細内訳書の発行等)の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。
- 41 分割送付手数料の適用については、第82条(請求書の分割送付)の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。
- 42 支払証明書等の発行手数料の適用については、第83条(支払証明書等の発行)及びこの料金表通則の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。
- 43 通則第12項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX i について、支払証明書の発行を受けた場合であって、その発行が当該暦年における最初の発行であると当社が認めるときは、料金表別記の規定にかかわらず、その支払証明書の発行に係る手数料及び郵送料等の支払いを要しません。
- 44 情報料の適用については、第49条(基本使用料等の支払い義務)の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。
- 45 番号案内料等の適用については、第88条(番号案内料等の支払義務等)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。
- (1) 相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、番号案内接続通信料は料金表別記に規定する額を適用します。
- (2)身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのXiの契約者回線から行った相互番号案内の利用に係る通信(当該料金 月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する番号案内料等については、料金表別記の規定にかかわらず、支払いを要しません。
- (3) (2)の規定によるほか、番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の問合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

(割引額又は割引予定額の開示)

- 46 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求(以下この項において「一括請求」といいます。)している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群(以下この項において「一括請求グループ」といいます。)に属する5 Gサービス、Xi又はFOMAに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者(以下この項において「5 G契約者等といいます。」)に対し、その5 G契約者等がdカードお支払割(当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。)の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 Gサービス、Xi、Xiユビキタス、FOMA工ビキタス、FOMA位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。
 - (当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金の取扱い)
- 47 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)以外

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

- (注)(2)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。
 - ア 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ 過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信の料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額(料金等の臨時減免)

- 48 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。
- (注) 当社は、第48項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のXiサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の臨時減免)

24 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(割引額又は割引予定額の開示)

- 25 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求(以下この項において「一括請求」といいます。)している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群(以下この項において「一括請求グループ」といいます。)に属するXi又は FOMAに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者(以下この項において [Xi契約者等といいます。])に対し、そのXi契約者等が料金表第1表第1(基本使用料)の(7)に規定するdカードお支払割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となるXi、Xiユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス、FOMA位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。
- (注1) 第20項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。
- (注 2) 当社は、第24項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のX i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

- 1 通信料
- (1) 通話モードに係るもの
 - ア X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの
 - (ア) (イ)以外のもの

料金種別		料 金 額	
		次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円)	
X i 通信料	X i への通信	301	少

(イ) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別	料 金 額 次の秒数までごとに税込額10円
Xi通信料Xiへの通信	<u>15.5秒</u>

<u>イ KDDI株式会社との間に設置した相互接続点(当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)への通信に係るもの</u>

その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額						
41	並 4至 255	30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)				
X i 通信料	X i からの通信		20円 (22円)			
ウ X i (当社以外の携帯電話事業者が指定を受けた契約者識別番号に係るものを除きます。) の契約者回線とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約者回線等への通信に係るもの						
料 金 種 別						
		次の秒数までごとに税抜額10円(税込額11円)				
		昼間	十曜日・	夜 間	<u>深夜·</u> 早朝	
	の契約約款の規算 X i 通信料 ウ X i (当社以イ・コミュニケーショ 信に係るもの)	の契約約款の規定により算定したその他社相互料金種別 料金種別 Xi通信料 Xiからの通信 ウXi(当社以外の携帯電話事業者が指定イ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車信に係るもの)	の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額料金種別 30秒までごとに次 ※ i 通信料 ※ i からの通信 ウ ※ i (当社以外の携帯電話事業者が指定を受けた契約者調査・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話検信に係るもの 料金種別 ※次の秒数までごと	の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額 料金種別 料金種別 30秒までごとに次の税抜額(かっこ内の Xi通信料 Xiからの通信 ウ Xi(当社以外の携帯電話事業者が指定を受けた契約者識別番号に係るものをイ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係信に係るもの料金種別 料金種別 料金種別	の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額料金額 料金額 料金額 30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額) Xi通信料 Xiからの通信 ウ Xi(当社以外の携帯電話事業者が指定を受けた契約者識別番号に係るものを除きます。)の契イ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点が信に係るもの 料金種別 料金額 次の秒数までごとに税抜額10円(税込額11円) 昼間 夜間	

26秒

28秒

- (注1) 上記の料金のほか、協定事業者が定める料金の支払いを要します。
- (注2) 昼間、夜間及び深夜・早朝並びに土曜日・日曜日・祝日は次の通りとします。
 - ア 昼間、夜間及び深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。

X i への通信

ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。

区分	時 間 帯
<u></u> <u> 間</u>	午前8時から午後7時までの間
<u>夜</u> 間	午後7時から午後11時までの間
深夜•早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後11時から午後12時までの間

14秒

<u>日曜日・</u> 祝日

26秒

イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。

区分	時間帯
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいい ます。)における午前8時から午後11時までの間

- (2) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの
 - ア X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの
 - (ア) (イ)以外のもの

X i 通信料

	(7) (1)-2(7)-2(3)		
収入 孫 미			料 金 額
	料金種別		次の秒数までごとに税抜額10円(税込額11円)
	X i デジタル通信料	X i への通信	16.5秒

(イ) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税込額10円
X i デジタル通信料	Xiへの通信	8.5秒

- $\underline{\mathsf{T}}$ KDDI株式会社との間に設置した相互接続点(当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)への通信に係るもの
- その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社

の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額 料金種別 料金額 30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額) Xiデジタル通信料 Xiからの通信

(3) i モードパケットフリー通信に関するもの

1課金対象パケットごとに

业人际叫	Γ /\	料 金 額
料金種別	区分	次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i データ通信料	下欄以外の場合	0.12円 (0.132円)
	その通信の相手先となる i モードパケット・フリー サービスの利用者が、当社が別に定める料金の 支払いを要する者である場合	0.012円 (0.0132円)

2 手続きに関する料金

料金種別)	料 金 額
		<u>単 位</u> 	次の税抜額(かっこ内は税込額)
ア 契約事務手数料		1契約ごとに	3,000円 (3,300円)
イ カード発行手数料		1枚ごとに	2,000円 (2,200円)
ウ SIM情報再発行手	数料	1の登録手続きごとに	2,000円 (2,200円)
I 名義変更手数料		1契約ごとに	2,000円 (2,200円)
オ 携帯電話番号・PHSポータビリティ手数料		1 契約ごとに	3,000円 (3,300円)
力 登録等手数料		1端末設備等ごとに	2,000円 (2,200円)
+ 保管手数料	電話番号保管に係るもの	1 契約ごとに	400円 (440円)
	メールアドレス保管に係るもの	1契約ごとに	100円 (110円)
ク その他の手数料		1の申込みごとに	別に算定する実費

3 ユニバーサルサービス料

☑ 分	単一位	料 金 額
<u>E 77</u>	<u>単 位</u>	次の税抜額(かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2円 (2.2円)

⁽注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度 に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

4 請求書等の発行に関する料金

1契約について1通ごとに

	ν Δ	手 数 料 の 額
	<u>区 分</u>	次の税抜額(かっこ内は税込額)
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150円(165円)
3011	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書 の発行に係るもの	100円(110円)

5 工事費

区分	工事費の額
X i サービスに関する工事費	別に算定する実費

6 その他のサービスに関する料金等

(1) 料金明細内訳書の発行手数料に係る手数料

1 契約について 1 通ごとに

	100000000000000000000000000000000000000
- A	手 数 料 の 額
<u>× 77</u>	次の税抜額(かっこ内は税込額)
料金明細内訳書の発行手数料	100円(110円)

(2) 分割送付手数料及び用途別集計に係る手数料

区分	単位	手 数 料 の 額
<u>E</u> 77	<u>¥ 1U</u>	次の税抜額(かっこ内は税込額)
分割送付手数料	1契約について1集計ごとに	150円 (165円)
用途別集計に係る手数料	1契約について1集計ごとに	100円 (110円)

(3) 支払証明書等の発行手数料

1契約について1通ごとに

- A		手数料の額
	区分	次の税抜額(かっこ内は税込額)
発行手数料	支払証明書の発行に係るもの	400円 (440円)
	預託金預り証明書の発行に係るもの	400円 (440円)
	契約事項証明書の発行に係るもの	300円 (330円)

- __(注1) 料金明細内訳書又は契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料(実費)が必要な場合があります。
- (注2)支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

(4) 番号案内料等

別表1 (略)

区分	単 位	料 金 額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

別表 2 付加機能等

- 1 付加機能 (1) X i 契約に係るもの

		種 類		
自動着信転送機能(転送でんわサービス)				
留守番電話及び不在案内機能(留守番電話サービス)				
通信中着信機能(キャッチホン)	-			
迷惑電話おことわり機能(迷惑電	話ストップサーと	<u> </u>		
着信短縮ダイヤル機能(クイックナ	ンバー)			
sp モード機能(sp モード)	基本機能			
	追加機能	アクセス制限機能(こ	アクセス制限サービス)	
moperaU 機能(mopera U	基本機能			
サービス)	追加機能	アクセス制限機能()	アクセス制限)	
			タイプ 1 (U「フレッツ ADSL」コース)	
			タイプ 2 (U「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コー	
	<u> </u>	メール着信通知機能	(メール美信通知)	
ビジネフ manara ムカーネット	# + 1% 4°C	メールソイルステエックイ	幾能(メールウイルスチェック)	
<u>ビジネス mopera インターネット</u> 機能(ビジネス mopera インタ	基本機能			
ーネット)	追加機能	I P網接続機能	タイプ 1 (「フレッツ ADSL」コース)	
			タイプ 2 (「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース)	
ワンナンバー機能(ワンナンバーサ	ービス)			
情報自動受信機能(my daiz/	i コンシェル)			
位置情報受信機能	タイプ 1 (イマ	<u> アドコサーチ)</u>		
	タイプ2(イマ	7ドコかんたんサーチ)		
呼出音選択機能(メロディコール)				
i モードケータイデータお預かり	基本機能			
機能 (i モードケータイデータお 預かりサービス)	追加機能	容量拡張機能(お発	頁かりプラス)	
i モード電子メール転送機能(メアド変えても転送サービス)				
i モード電子メール等音声文字変換機能(音声入力メール)				
通話録音機能(通話録音サービス)				
はなして翻訳機能(はなして翻訳)				
	_			

メッセージダウンロード機能(ドコモ留守電アプリ)			
ビジュアルボイスメール機能(ビジュ	ェアルボイスメール	<u>u)</u>	
みえる電話機能(みえる電話サー	·ビス)		
番号変換機能 (X i オフィスリ ンク)			
377	追加機能	外線発信機能	
		発信制限機能(外線発信規制サービス)	
		海外転送機能(国際ローミング着信サービス)	
遠隔管理機能(あんしんマネー ジャーサービス)	基本機能		
<u> </u>	追加機能	閉域接続機能	
位置情報通知機能			
国際ローミング機能			
接続先限定機能			
番号認証機能(アクセスプレミアム(ドコモ認証オプション))			

(2) X i ユビキタス契約に係るもの

		種類			
sp モード機能(sp モード)	基本機能				
	追加機能	アクセス制限機能 (アクセス制限サービス)			
moperaU 機能 (mopera U サービス)	基本機能	-1			
<u> </u>	追加機能	アクセス制限機能(ア	" クセス制限)		
		I P網接続機能	タイプ 1 (U「フレッツ ADSL」コース)		
			タイプ 2 (U「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース)		
		メール着信通知機能(メール着信通知)			
		メールウイルスチェック機能(メールウイルスチェック)			
ビジネス mopera インターネット	基本機能	基本機能			
機能(ビジネス mopera インタ ーネット)	追加機能	I P網接続機能	タイプ 1 (「フレッツ ADSL」コース)		
			タイプ 2 (「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース)		
遠隔管理機能(あんしんマネー ジャーサービス)	基本機能				
<u> </u>	追加機能	閉域接続機能			
トランシーバ機能(トランシーバサー	-ビス) <u></u>				
位置情報通知機能					

接続先限定機能 番号認証機能(アクセスプレミアム(ドコモ認証オプション))	
<u>2</u> 情報提供サービス	
<u>種</u> 類	
<u>i チャネル</u>	
i Bodymo (注)付加機能及び情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	別表 3 ~別表 7 (略)
別表3~別表7 (略)	
附 則 (令和2年3月23日経企第3209号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和2年3月25日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	

[改正]

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

- 第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
 - (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味
1~3 (略)	(略)
4 FOMAサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、X iサービス (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、卸 F O M A サービス及び卸 X i サービス (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)以外のもの
5~39 (略)	(略)

第2章~第4章の4 (略)

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第45条 当社は、FOMA契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。 2~7 (略)
- 8 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を F O M A 契約者へ周知します。
- 9 当社は、前項の規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止したことによりFOMA契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(注) (略)

第 46 条~第 47 条 (略)

第6章~第8章 (略)

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

「現行]

2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味
1~3 (略)	(略)
4 FOMAサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、X i サービス (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、卸 F O M A サービス及び卸 X i サービス (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) 以外のもの
5~39 (略)	(略)

第2章~第4章の4 (略)

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第45条 当社は、FOMA契約者から請求があったときは、別表2(付加機能)に規定する付加機能を提供します。 2~7 (略)

(注) (略)

第46条~第47条 (略)

第6章~第8章 (略)

第9章 诵信

第1節 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、5 Gサービス、X i サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6 (通信の優先的取扱いに係る機関名) に掲げる機関に提供しているFOMA (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2~8 (略)

(注1)~(注2)(略)

第59条の2~第60条 (略)

第3節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び丁事費

(料金及び工事費等)

第 63 条 当社が提供する FOMAサービス (FOMA特定接続を除きます。以下この条において同じとします。) の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第 1表(料金)に定めるところによります。

2~4 (略)

5 第 97 条(情報提供サービス)に規定する情報提供サービスの利用に係る料金は、情報料とし、料金表第 7 表(その他のサービスに関する料金等)に定めるところによります。

6 (略)

第2節~第7節 (略)

第11章 (略)

第12章 責任の制限

第80条 (略)

(免責)

第 81 条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、当社はその責任を負いません。

2 (略)

第9章 诵信

第1節 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、回線卸FOMA及び回線卸Xi(卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているFOMA(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2~8 (略)

(注1)~(注2)(略)

第59条の2~第60条 (略)

第3節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び丁事費

(料金及び工事費)

第 63 条 当社が提供する FOMAサービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2~4 (略)

5 (略)

第2節~第7節 (略)

第11章 (略)

第12章 責任の制限

第80条 (略)

(免責)

第81条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 (略)

第13章 雑則

第81条の2~第82条 (略)

(位置情報の送出)

第82条の2 当社は、ISP接続通信に係る協定事業者との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその協定事業者 に係る電気通信設備から当社が別に定める方法により位置情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情 報をいいます。以下この条において同じとします。)の要求があったときは、契約者があらかじめその協定事業者への位置情報の送出に 係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、責任を負わないものとします。

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第82条の3 FOMA契約者(FOMAユビキタス契約者(トランシーバプランに限ります。)を除きます。)は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信をすることができます。

2 (略)

3 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の受信に関する損害については、第80条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、その他の損害については責任を負いません。

第83条~第84条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第85条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)~(16)(略)

2~6 (略)

(注1) (略)

(注2) 当社は、契約者が第1項第10号又は第11号の規定に違反したことにより、端末設備の所持者又は登録利用者が受けた 掲書について、責任を負いません。

第85条の2~第86条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第87条 FOMA契約(FOMA位置情報契約を除きます。以下この条において同じとします。)の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

(1)~(2)(略)

(3) 国際電話契約を締結している 5 Gサービス又は X i サービスの契約者がその 5 Gサービス又は X i サービスの契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。

(4) (略)

2 (略)

(注) (略)

第88条 (略)

(国際アウトローミングの利用等)

第88条の2 FOMA契約者は、別表2 (付加機能) に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング (別表9に定める外国の電気通信事業者が、FOMAカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供す

第13章 雑則

第81条の2~第82条 (略)

(位置情報の送出)

第82条の2 当社は、ISP接続通信に係る協定事業者との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその協定事業者 に係る電気通信設備から当社が別に定める方法により位置情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情 報をいいます。以下この条において同じとします。)の要求があったときは、契約者があらかじめその協定事業者への位置情報の送出に 係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第82条の3 FOMA契約者(FOMAユビキタス契約者(トランシーバプランに限ります。)を除きます。)は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信をすることができます。

2 (略)

3 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の受信に関する損害については、第80条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

第83条~第84条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第85条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)~(16)(略)

2~6 (略)

(注1) (略)

(注2) 当社は、契約者が第1項第10号又は第11号の規定に違反したことにより、端末設備の所持者又は登録利用者が受けた損害について、一切の責任を負いません。

第85条の2~第86条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第87条 FOMA契約(FOMA位置情報契約を除きます。以下この条において同じとします。)の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

(1)~(2)(略)

(3) 国際電話契約を締結している X i サービスの契約者がその X i サービスの契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。

(4) (略)

2 (略)

(注) (略)

第88条 (略)

(国際アウトローミングの利用等)

第88条の2 FOMA契約者は、別表2(付加機能)に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング(別表9に定める外国の電気通信事業者が、FOMAカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供す

る電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2~12 (略)

13 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第80条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定(損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます。)により責任を負うものとし、その他の損害については責任を負いません。

14 (略)

(注1)~(注3)(略)

第88条の3~第91条の4 (略)

(おまかせロック等)

第91条の5 FOMA契約者(FOMAユビキタス契約者及びFOMA位置情報契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、おまかせロック(契約者からの請求により、端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)の一部の機能を停止するための信号及びFOMAカード(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2~4 (略)

5 当社は、前項の規定に違反して、譲渡があったにもかかわらず契約者から当社にその申出がなかったときは、契約者の端末ロック利用に起因する損害について、責任を負いません。

6 (略

7 当社は、おまかせロック、端末ロック及び遠隔初期化に関する損害については、第80条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備又はFOMAカードに係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、責任を負いません。

8 (略)

(注1) (略)

(注2) 契約者は、端末設備の利用に係る権利を譲り受けたときは、その端末設備が端末ロックの対象かどうか確認していただきます。この場合において、当社は、契約者が確認を怠ったことにより、端末ロックに係る信号が端末設備において受信された場合は、責任を負いません。

(注3)~(注4)(略)

(ケータイお探しサービス)

第91条の6 FOMA契約者は、iモード機能又は別表2 (付加機能) に規定するspモード機能の提供を受けているときは、ケータイお探しサービス (契約者からの申出により、その契約者に係る契約者回線に接続された端末設備(当社が別に定めるものに限ります。) の所在に係る緯度及び経度等の情報 (以下この条において「位置情報」といいます。) を、当社が通知するサービスをいいます。 以下同じとします。) を利用することができます。

2~5 (略)

6 当社は、このサービスにより契約者に通知した位置情報に起因する損害については、責任を負わないものとします。

7 (略)

(注) (略)

第91条の7 (略)

(合音管註)

第 92 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第93条 (略)

る電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2~12 (略)

13 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第80条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定(損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます。)により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

14 (略)

(注1)~(注3)(略)

第88条の3~第91条の4 (略)

(おまかせロック等)

第91条の5 FOMA契約者(FOMAユビキタス契約者及びFOMA位置情報契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、おまかせロック(契約者からの請求により、端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)の一部の機能を停止するための信号及びFOMAカード(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2~4 (略)

5 当社は、前項の規定に違反して、譲渡があったにもかかわらず契約者から当社にその申出がなかったときは、契約者の端末ロック利用 に起因する損害について、一切の責任を負いません。

6 (#

7 当社は、おまかせロック、端末ロック及び遠隔初期化に関する損害については、第80条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備又はFOMAカードに係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。

8 (略)

(注1) (略)

(注2) 契約者は、端末設備の利用に係る権利を譲り受けたときは、その端末設備が端末ロックの対象かどうか確認していただきます。この場合において、当社は、契約者が確認を怠ったことにより、端末ロックに係る信号が端末設備において受信された場合は、一切の責任を負いません。

(注3)~(注4)(略)

(ケータイお探しサービス)

第91条の6 FOMA契約者は、iモード機能又は別表2 (付加機能) に規定する spモード機能の提供を受けているときは、ケータイお探しサービス (契約者からの申出により、その契約者に係る契約者回線に接続された端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の所在に係る緯度及び経度等の情報(以下この条において「位置情報」といいます。)を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2~5 (略

6 当社は、このサービスにより契約者に通知した位置情報に起因する損害については、<u>その原因の如何によらず、一切の</u>責任を負わないものとします。

7 (略)

(注) (略)

第91条の7 (略)

(合意管轄)

第 92 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審 の専属的合意管轄裁判所とします。

第93条 (略)

(FOMAサービスの廃止)

- 第93条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、FOMAサービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨をFOMA契約者へ周知します。
- 2 当社は、前項の規定によりFOMAサービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等をFOMA契約者へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定によりFOMAサービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を 負いません。

第14章 その他のサービス

第94条~第97条の4 (略)

(料金明細内訳書の発行等)

第 98 条 当社は、FOMA契約者から請求があったときは、その契約者に係るFOMAサービス、国際アウトローミング(料金表4表の1 (適用)の(7)に規定する対象通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。)又は無線 I Pアクセスサービスの通信料金明細内訳書を発行します。

2~4 (略)

5 第3項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

6 (略)

(注) (略)

(iモード通信履歴の閲覧)

第98条の2 当社は、別表2 (付加機能) に規定する i モード機能を利用している F O M A 契約者から i モード通信履歴 (i モード機能の利用に係る通信の履歴であって、i モードセンタにおいて記録された接続先 U R L、送受信先メールアドレス及び通信の接続時刻等をいいます。以下この条において同じとします。) の閲覧の請求があった場合は、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。

2~4 (略)

5 当社は、i モード通信履歴の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

6 (略)

(注) (略)

第98条の3~第101条 (略)

料金表

通則

1~10 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 11 当社は、FOMA契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのFOMA(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がFOMAに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。
- (1) (略)
- (2) その請求のあった FOMA等に係る料金等が、他のFOMA等、5Gサービス、Xi若しくはXiユビキタス(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定

第14章 その他のサービス

第94条~第97条の4 (略)

(料金明細内訳書の発行等)

第 98 条 当社は、FOMA契約者から請求があったときは、その契約者に係るFOMAサービス、国際アウトローミング(料金表4表の1 (適用)の(7)に規定する対象通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。)又は無線 I Pアクセスサービスの通信料金明細内訳書を発行します。

2~4 (略)

5 第3項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、<u>一切の</u>責任を負いません。

(注) (略)

(iモード通信履歴の閲覧)

第98条の2 当社は、別表2 (付加機能) に規定する i モード機能を利用している F O M A 契約者から i モード通信履歴 (i モード機能の利用に係る通信の履歴であって、i モードセンタにおいて記録された接続先 U R L 、送受信先メールアドレス及び通信の接続時刻等をいいます。以下この条において同じとします。) の閲覧の請求があった場合は、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。

2~4 (略)

5 当社は、i モード通信履歴の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、-切の責任を負いません。

6 (略)

(注) (略)

第98条の3~第101条 (略)

料金表

通則

1~10 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 11 当社は、FOMA契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのFOMA(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がFOMAに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。
- (1)(略)
- (2) その請求のあった FOMA等に係る料金等が、他の FOMA等、Xi 若しくはXi ユビキタス(Xi サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) 又はワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいま

するものをいいます。以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

12 (略)

- 13 当社は、FOMA、FOMAユビキタス又はFOMA位置情報に係る料金その他の債務が他のFOMAサービス、5 Gサービス 又はXiサービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのFOMAサービスについて契約者から第 11 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。
- 14~26 (略)

(割引額又は割引予定額の開示)

27 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求(以下この項において「一括請求」といいます。)している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群(以下この項において「一括請求グループ」といいます。)に属する 5 Gサービス、 X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者(以下この項において「X i 契約者等といいます。」)に対し、その X i 契約者等が d カードお支払割(当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。)の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる 5 Gサービス、 X i 、 X i ユビキタス、 F O M A ユビキタス、 F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(注1)~(注2)(略)

- 第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)
 - 第1 基本使用料
 - 1 適用

	基本使用料の適用		
(1) FOMAの基本使用料の適用	ア〜シ (略) ス FOMA契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト(当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係る5G契約(5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2(当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係るXi契約(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)を締結したときは、その5G契約又はXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約又はXi契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。 セキッズケータイプラン2(当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係るXi契約の解除と同時に限定利用プランに係るFOMAサービス契約を締結したときは、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。		
(1)の2~(2)の3 (略)	(略)		
(3) 複数回線複合割引 (ファミリー割引)の適 用	ア (略) イ 本割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択する5 Gサービス、FOMA及びXiのことをいいます。 ウ (略) エ 本割引を選択するときは、あらかじめ1の割引回線群を指定して当社に申し出ていただきます。 この場合、その申出が新たに割引回線群を構成する申出であるときは、その割引代表回線(割引回線群を代表する1の5 Gサービス、FOMA若しくはXiをいいます。以下この欄及び第3(通信料)の(13)において同じとします。)を合わせて申し出ていただきます。 カ 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日からとします。 (ア)(略)		

す。以下同じとします。) に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

12 (略)

13 当社は、FOMA、FOMAユビキタス又はFOMA位置情報に係る料金その他の債務がXiサービス<u>又はFOMAサービス</u> (当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。) に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのFOMAサービスについて契約者から第11項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

14~26 (略)

(割引額又は割引予定額の開示)

27 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求(以下この項において「一括請求」といいます。)している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群(以下この項において「一括請求グループ」といいます。)に属する X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者(以下この項において「 X i 契約者等といいます。」)に対し、その X i 契約者等が X i サービス契約約款に規定する d カードお支払割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる X i 、 X i ユビキタス、 F O M A ユビキタス、 F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(注1)~(注2)(略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用		
(1) FOMAの基本使用料の適用	ア〜シ (略) ス FOMA契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るXi契約を締結したときは、そのXi契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。	
	セ 限定利用プランに係るX i 契約の解除と同時に限定利用プランに係るFOMAサービス契約を締結したときは、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。 タ〜ツ (略)	
(1)の2~(2)の3 (略)	(略)	
(3) 複数回線複合割引 (ファミリー割引)の適 用	ア (略) イ 本割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択するFOMA及びXiのことをいいます。 ウ (略) エ 本割引を選択するときは、あらかじめ1の割引回線群を指定して当社に申し出ていただきます。 この場合、その申出が新たに割引回線群を構成する申出であるときは、その割引代表回線(割引回線群を代表する1のFOMA若しくはXiをいいます。以下この欄及び第3(通信料)の(13)において同じとします。)を合わせて申し出ていただきます。 カ 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日からとします。 (ア)(略)	

(4) (略)	(イ) 当社が別に定めるところにより提供するビジネス通話割引の適用を受けている 5 Gサービス 又は X i に係る契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結した場合であって、その契 約の締結があった日を含む暦月に、エに規定する申出があったとき。 キ〜サ (略) シ 当社は、本割引に係る 1 の割引回線群を構成する割引選択回線に関する 5 G契約者、F O M A 契約者若しくは X i 契約者又はその割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者 (以下この欄において「F O M A 契約者等といいます。」) に対し、その F O M A 契約者等が当社が別に定めるところにより提供するみんなドコモ割又は光セット割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項を開示することがあります。	(4) (略)	(イ) 定期契約に係る通信料月極割引(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。) の適用を受けているXiに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結した場合であって、その契約の締結があった日を含む暦月に、工に規定する申出があったとき。 キ〜サ (略)シ 当社は、本割引に係る1の割引回線群を構成する割引選択回線に関するFOMA契約者若しくはXi契約者又はその割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者(以下この欄において「FOMA契約者等といいます。」)に対し、そのFOMA契約者等がXiサービス契約約款に規定する複数回線複合割引等の適用を受けているXiに係る基本使用料割引又は特定Xi等のXiに係る基本使用料割引の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項を開示することがあります。
(5) 定期包括割引(ビジ	ア (略)	() /	ア (略)
・ ネスセーバー)の適用	イ 契約者は、本割引を選択しているときは、一括請求ごとに月額で税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円) を支払っていただきます。 ただし、その一括請求に係る料金その他の債務が 5 Gサービス又は X i に係る料金等に一括して請求されている場合は、その支払いを要しません。 ウ〜エ (略) オ 本割引の適用の開始は、本割引を開始する申出があった日を含む暦月の翌暦月からとします。 ただし、5 G契約又は X i 契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに F O M A に係る契約を締結した場合において、継続して本割引の適用を受けるときは、その申出があった日を含む暦月から本割引を適用します。 カ〜ケ (略) コ 本割引が適用される暦月について、一括請求に係る F O M A の利用の一時中断、利用停止その他の理由により F O M A サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、イ及びウの規定を適用します。 サ〜セ (略) ソ 当社は、次に該当する場合は、一括請求を構成する全ての F O M A について本割引の適用を廃止することがあります。 (ア) (略) (イ) 一括請求を構成する 5 G サービス、 F O M A 又は X i がエの(ウ)の規定に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。 (ウ) (略)	ネスセーバー)の適用	イ 契約者は、本割引を選択しているときは、一括請求ごとに月額で税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円)を支払っていただきます。 ただし、その一括請求に係る料金その他の債務が X i に係る料金等に一括して請求されている場合は、その支払いを要しません。 ウ〜エ (略) オ 本割引の適用の開始は、本割引を開始する申出があった日を含む暦月の翌暦月からとします。 ただし、X i の契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに F O M A に係る契約を締結した場合において、継続して本割引の適用を受けるときは、その申出があった日を含む暦月から本割引を適用します。 カ〜ケ (略) コ 本割引が適用される暦月について、一括請求に係る F O M A の利用の一時中断、利用停止その他の理由により F O M A サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、イ及びエの規定を適用します。サ〜セ (略) ソ 当社は、次に該当する場合は、一括請求を構成する全ての F O M A について本割引の適用を廃止することがあります。 (ア) (略) (イ) 一括請求を構成する F O M A 又は X i がエの(ウ)の規定に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。 (ウ) (略)
(5)の2 ユビキタス定期	ア ユビキタス定期複数契約割引(以下この欄において「本割引」といいます。) とは、X i ユビキ	(5)の2 ユビキタス定期	ア ユビキタス定期複数契約割引(以下この欄において「本割引」といいます。) とは、X i ユビキ
複数契約割引(ユビキタスプラン割引)の適用	タス及びFOMAユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求(以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。以下この欄において同じとします。)している場合に、その一括請求に係るXi ユビキタス及びFOMAユビキタスの数(Xi ユビキタス(当社が別に定める基本使用料の料金種別に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)及びFOMAユビキタスプランS又はユビキタスプランMに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。)及びあらかじめ申し出のあった割引選択期間(次表に規定するものをいいます。)に応じて、その一括請求に係るFOMAユビキタスの基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。。	複数契約割引(ユビキタスプラン割引)の適用	タス及び F O M A ユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求(以下この 欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有 することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請 求する場合を含みます。以下この欄において同じとします。)している場合に、その一括請求に係 る X i ユビキタス及び F O M A ユビキタスの数(X i ユビキタス (基本使用料の料金種別が L T E ユビキタスプラン S、L T E ユビキタスプラン M、L T E ユビキタスプラン S (高速オプション)、L T E ユビキタスプラン M (高速オプション)、L T E ユビキタスプラン M (高速オプション) 又は L T E ユビキタスフラットに係るものに限 ります。以下この欄において同じとします。)及び F O M A ユビキタス (基本使用料の料金種別 がユビキタスプラン S 又はユビキタスプラン Mに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。)の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。)及びあらかじめ申し出のあった割引選択 期間(次表に規定するものをいいます。)に応じて、その一括請求に係る F O M A ユビキタスの

	表(略) イ〜チ (略)
(6) (略)	(略)
(7) 身体障がい者等割引 (ハーティ割引)の適 用	ア〜イ (略) ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。 (ア)〜(イ)(略) (ウ)イの規定により指定したFOMA等に係る登録利用者が、この約款又は当社が別に定めるところにより、当該暦月において、既に他のFOMA等、5 Gサービス又はХіに係る契約者として身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (エ)イの規定により指定したFOMA等に係る登録利用者が、この約款、5 Gサービス契約約款又はXiサービス契約約款の規定により、当該暦月において、既に他のFOMA等、5 Gサービス又はXiに係る契約に関する登録利用者として利用者登録が行われている場合であって、当該契約約款の規定又は当社が別に定めるところによりにより、その5 Gサービス、Xi又はFOMA等が身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (オ)〜(カ)(略)
(8) (略)	(略)

2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用		
(1)~(3) (略)	(略)	
(4) i モード電子メール等 音声文字変換機能に 係る付加機能使用料の 減額適用	ア (略) イ 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日(その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日)から継続してFOMA契約を締結しているものとみなし、アの規定を適用します。 ただし、当社が別に定めるところにより i モード電子メール等音声文字変換機能に係る付加機能使用料の減額適用を受けているX i に係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、アの規定が適用とならない場合があります。 ウ (略)	
(5)~(6)(略)	(略)	

	基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 表(略)
	イ〜チ (略)
(6) (略)	(晤各)
(7) 身体障がい者等割引	ア〜イ (略)
(ハーティ割引)の適	ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を
用	承諾します。
	(ア)~(イ)(略)
	(ウ) イの規定により指定したFOMA等に係る登録利用者が、当該暦月において、既に他の
	FOMA等Xi又はXiユビキタスが、この約款又はFOMAサービス契約約款の規定に
	より契約者として身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
	(エ) イの規定により指定した F O M A 等に係る登録利用者が、当該暦月において、既に他の
	FOMA等Xi又はXiユビキタスが、この約款又はFOMAサービス契約約款の規定に
	より身体障がい者等として利用者登録が行われている場合であって、当該契約約款の規定に
	よりそのXi、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスが身体障がい者等割引の
	適用を受けているとき。
	(オ)~(カ)(略)
	エ〜ケ (略)
(8) (略)	(略)

2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用		
(1)~(3) (略)	(略)	
(4) i モード電子メール等 音声文字変換機能に 係る付加機能使用料の 減額適用	ア (略) イ 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日(その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日)から継続してFOMA契約を締結しているものとみなし、アの規定を適用します。 ただし、Xiサービス契約款に規定するiモード電子メール等音声文字変換機能に係る付加機能使用料の減額適用を受けているXiに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、アの規定が適用とならない場合があります。 ウ (略)	
(5)~(6) (略)	(略)	

(7) 付加機能使用料の	ア 付加機能使用料の 31 日間減額適用とは、次の(ア)から(ケ)に規定するものをいいます。
31 日間減額適用	(ア)~(ク)(略)
	(ケ) 1の <u>FOMA</u> について、別表2(付加機能)に規定する遠隔管理機能(基本機能に
	係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。)の提供を最初に受けることとなった
	ときは、提供を受けることとなったその付加機能に係る付加機能使用料について、その日から
	起算して 31 日間は支払いを要しないものとし、2 (料金額) に規定する額から減額して適
	用します。
	ただし、遠隔管理機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りでありません。
	イ 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その電気通信サービスに係
	る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サ
	ービスに係る契約を締結した日(その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当
	社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日)から継
	続してFOMA契約を締結しているものとみなし、アの(ア)から(ケ)の規定を適用します。
	ただし、当社が別に定めるところにより付加機能使用料の 31 日間減額適用を受けているX i に
	係る契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結したときは、アの(ア)から(ケ)の規定が適
	用とならない場合があります。
	ウ〜エ(略)
(8)~(10)(略)	(略)

2 (略)

第3 通信料

1 適用

	通 信 料 の 適 用
(1) 通信の条件	ア〜セ (略) ソ F O M A サービスの契約者回線と当社が提供する 5 G サービス、X i サービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線との間の通信は、当社が別に定める場合を除き、通話モードに限り行うことができます。 ただし、この約款、5 G サービス契約約款、X i サービス契約約款又はワイドスター通信サービス契約約款の規定により通信を行うことができないときは、この限りでありません。タ〜ヌ (略) (注 1) ~ (注 2) (略)
(2)~(9)(略)	(略)
(9)の2 データ専用ブラン における通信料の適用	ア〜コ (略) サ F O M A 契約の解除と同時に新たに 5 G ギガホ又は 5 G ギガライトに係る 5 G 契約又はギガホ2、ギガライト 2 若しくはケータイプラン 2 に係る X i 契約を締結したときは、その 5 G 契約又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続してその 5 G 契約又は X i 契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。 (注) (略)
(9)の3~(25)(略)	(略)

2 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

(7) 付加機能使用料の 31 日間減額適用	ア 付加機能使用料の 31 日間減額適用とは、次の(ア)から(ケ)に規定するものをいいます。 (ア)~(ク)(略) (ケ) 1のX i について、別表 2 (付加機能)に規定する遠隔管理機能(基本機能に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。)の提供を最初に受けることとなったときは、提供を受けることとなったその付加機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して31 日間は支払いを要しないものとし、2 (料金額)に規定する額から減額して適用します。ただし、遠隔管理機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りでありません。
	イ 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日(その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日)から継続してFOMA契約を締結しているものとみなし、アの(ア)から(ケ)の規定を適用します。ただし、Xiサービス契約約款に規定する付加機能使用料の31日間減額適用を受けているXiに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、アの(ア)から(ケ)の規定が適用とならない場合があります。ウ〜エ (略)
(8)~(10)(略)	(略)

2 (略)

第3 通信料

1 適用

	通信料の適用
(1) 通信の条件	ア〜セ (略) ソ FOMAサービスの契約者回線と当社が提供するXiサービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線との間の通信は、当社が別に定める場合を除き、通話モードに限り行うことができます。 ただし、この約款、Xiサービス契約約款又はワイドスター通信サービス契約約款の規定により通信を行うことができないときは、この限りでありません。 タ〜ヌ (略) (注1)~(注2)(略)
(2)~(9)(略)	(略)
(9)の2 データ専用プラン における通信料の適用	ア〜コ (略) (注) (略)
(9)の3~(25)(略)	(略)

2 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金の適用

定期契約等に係る解約金の適用除外

ア 契約者は、次のいずれかに該当するときは、2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約 等に係る解約金の支払いを要しません。

(ア)~(オ)(略)

- (カ) 定期契約等の解除と同時に新たに5 G契約(5 Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)又はXi契約(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を締結し、身体障がい者等割引(当社が別に定めるところにより提供するハーティ割引をいいます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けることとなるとき。
- イ アの規定によるほか、当社は、定期契約等を締結している者が、その定期契約等の解除と同時に新たにデータ専用プラン(定額データプランを除きます。以下この欄において同じとします。)若しくは限定利用プランに係る一般契約又は5G契約若しくはXi契約を締結するとき(アの規定に該当するときを除きます。)は、2(料金額)の規定にかかわらず、その定期契約等に係る解約金の支払いを留保し、留保解約金として登録します。
- ウ イの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、留保解約金の登録を削除します。 (ア) (略)
- (イ) その一般契約、5 G契約又はX i 契約の解除と同時に新たに2年定期契約、F O M A ユビキタス定期契約を締結するとき。
- (ウ) その一般契約、5 G契約若しくはX i 契約を締結した者又はその一般契約、5 G契約若しくはX i 契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。
- (工) その一般契約を締結したFOMA契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき又はその5 G契約若しくはXi 契約の解除と同時に新たにFOMA契約、FOMAユビキタス一般契約、5 G契約若しくはXi サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又は当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。
- (オ) その5 G契約を締結した5 G契約者が、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき又はその5 G契約の解除と同時に新たに F O M A 契約、F O M A ユビキタス一般契約又は5 G サービス契約約款若しくは X i サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又は当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。
- (力) その X i 契約を締結した X i 契約者が、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき又はその X i 契約の解除と同時に新たに F O M A 契約、 F O M A ユビキタス一般契約又は 5 G サービス契約約款若しくは X i サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又は当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。
- エ イの場合において、一般契約者、5 G契約者又はX i 契約者は、留保解約金に係る定期契約等の満了日を含む暦月の前暦月の末日までの間に、次の(ア)から(ウ)に該当するときは、アからウのいずれかに該当する場合を除き、留保解約金の支払いを要します。この場合において、2 以上の留保解約金及び解約金がある場合は、当該留保解約金及び解約金のうち最も高額となる留保解約金又は解約金の支払いを要ます。
- (ア) その一般契約において契約の解除があったとき(その一般契約の解除と同時に新たに5G 契約又はXi契約を締結するときを除きます。)又は基本使用料の料金種別の変更があったとき(基本使用料の料金種別を定額データプランへ変更するときに限ります。)。
- (1) その5 G契約において契約の解除があったとき (その一般契約の解除と同時に新たに5 Gサービス契約約款に規定する定期契約を締結き若しくはその定期契約の解除と同時に新たに5 Gサービス契約約款に規定する一般契約を締結するとき、又はその5 G契約の解除と同時に新たにX i 契約若しくは F O M A サービス契約約款に規定するデータ専用プラ

定期契約等に係る解約金の適用

定期契約等に係る解約金 の適用除外

ア 契約者は、次のいずれかに該当するときは、2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。

(ア)~(オ) (略)

- (カ) 定期契約等の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結し、Xiサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。
- イ アの規定によるほか、当社は、定期契約等を締結している者が、その定期契約等の解除と同時に新たにデータ専用プラン(定額データプランを除きます。以下この欄において同じとします。) 若しくは限定利用プランに係る一般契約又は X i サービス契約約款に規定する X i 契約を締結するとき(アの(ア)規定に該当するときを除きます。) は、2 (料金額)の規定にかかわらず、その定期契約等に係る解約金の支払いを留保し、留保解約金として登録します。
- ウ イの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、留保解約金の登録を削除します。 (ア)(略)
- (イ) その一般契約又は X i 契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約、F O M A ユビキタス 定期契約を締結するとき。
- (ウ) その一般契約若しくは X i 契約を締結した者又はその一般契約若しくは X i 契約に係る 登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。
- (エ) その一般契約を締結したFOMA契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき又はそのXi契約の解除と同時に新たにFOMA契約、FOMAユビキタス一般契約又はXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又はXiサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

- (オ) その X i 契約を締結した X i 契約者が、X i サービス契約約款に規定する身体障がい者 等割引の適用を受けることとなるとき又はその X i 契約の解除と同時に新たに F O M A 契 約、F O M A ユビキタス一般契約又は X i サービス契約約款に規定する一般契約を締結 する場合であって、この約款又は X i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の 適用を受けることとなるとき。
- エ イの場合において、一般契約者又は X i 契約者は、留保解約金に係る定期契約等の満了日を含む暦月の前暦月の末日までの間に、次の(ア)又は(イ)に該当するときは、アからウのいずれかに該当する場合を除き、留保解約金の支払いを要します。この場合において、2以上の留保解約金及び解約金がある場合は、当該留保解約金及び解約金のうち最も高額となる留保解約金又は解約金の支払いを要ます。
- (ア) その一般契約において契約の解除があったとき(その一般契約の解除と同時に新たにXi 契約を締結するときを除きます。)又は基本使用料の料金種別の変更があったとき(基本 使用料の料金種別を定額データブランへ変更するときに限ります。)。

ン若しくは限定利用プランに係る一般契約を締結するときを除きます。)。
(ウ) そのX i 契約において契約の解除があったとき(その一般契約の解除と同時に新たにX i
サービス契約約款に規定する定期契約を締結若しくはその定期契約の解除と同時に新たに
X i サービス契約約款に規定する一般契約を締結するとき、又はそのX i 契約の解除と同
時に新たに5G契約若しくはFOMAサービス契約約款に規定するデータ専用プラン若しく
は限定利用プランに係る一般契約を締結するときを除きます。)。
オ (略)

2 (略)

第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

	ユニバーサルサービス料の適用
(1) ユニバーサルサービス 料の適用	5 Gサービス又はXiサービスに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約又はFOMAユビキタス契約等を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続してFOMA契約又はFOMAユビキタス契約等を締結していたものとみなして取り扱います。
(2)~(3)(略)	(略)

2 (略)

第7 (略)

第2表~第3表 (略)

第4表 国際アウトローミング利用料

1 適用

(1)~(4)(略)	(略)
(5) パケット通信モードに 係る国際アウトローミング 利用料の適用	ア〜エ (略) オ 当社は、契約者から、第1表第3 (通信料)の(7)のかに規定する申出があったときは、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月(以下この欄において「当該料金月」といいす。)におけるパケット通信モードに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。)及びデー通信モード(5 Gサービス契約約款及び X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以てこの欄において同じとします。)に係る通信(当社が別に定める通信を除きます。)について、当社が定める方法により、パケット定額の選択等があったものとみなして国際アウトローミング利用料を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。カ〜キ (略)
(6)~(7)(略)	(略)

(-	f) そのXi 契約において契約の解除があったとき(その一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結若しくはその定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結するとき又はそのXi 契約の解除と同時に新たにFOMAサービス契約約款に規定するデータ専用プラン若しくは限定利用プランに係る一般契約を締結するときを除きます。)。
オ	(略)

2 (略)

第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

	ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス 料の適用	X i サービスに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約又はFOMAユビキタス契約等を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続してFOMA契約又はFOMAユビキタス契約等を締結していたものとみなして取り扱います。	
(2)~(3)(略)	(略)	

2 (略)

第7 (略)

第2表~第3表 (略)

第4表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国 際 ア ウ ト ロ - ミ ン グ 利 用 料 の 適 用		
(1)~(4)(略)	(略)	
(5) パケット通信モードに 係る国際アウトローミング 利用料の適用	ア〜エ (略) オ 当社は、契約者から、第1表第3 (通信料)の(7)のかに規定する申出があったときは、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月(以下この欄において「当該料金月」といいます。)におけるパケット通信モードに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。)及びデータ通信モード(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る通信(当社が別に定める通信を除きます。)について、当社が定める方法により、パケット定額の選択等があったものとみなして国際アウトローミング利用料を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。カ〜キ (略) (注1)~(注2)(略)	
(6)~(7)(略)	(略)	
2 (略)		

第5表 無線 I Pアクセス定額料

1 適用

	無線IPアクセス定額料の適用
無線IPアクセス定額料の減額適用	ア〜イ (略) ウ FOMA契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに <u>5 G契約又は</u> X i 契約を締結したときは、その契約の解除があった F O M A 契約を締結した日又はその契約の解除があった F O M A 契約を締結したと当社が認める日から継続して <u>その 5 G契約又は X i</u> 契約を締結していたものとみなして、アの規定を適用します。 エ <u>5 Gサービス、</u> X i サービス又はワイドスター通信サービスに係る契約(以下この欄において「 X i 契約等」といいます。)を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結したときは、その契約の解除があった X i 契約等を締結したと当社が認める日から継続して F O M A 契約を締結していたものとみなして、アの規定を適用します。

2 (略)

第6表~第7表 (略)

別表 2 付加機能

種類	提供条件
1~14 (略)	(略)
15 moperaU 機能 (1)~(5)(略)	(1)~(21) (略) (22) 電波状態等により、moperaU機能を利用して送受信された情報等又は電子メールが破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。 (23)~(32)(略) (注1)~(注2)(略)
16~18 (略)	(略)
19 位置情報通知機能 (略)	(1)~(8) (略) (9) 当社は、この機能により受信した位置情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。 (10)~(18) (略) (注) (略)
20 位置情報受信機能 (略)	(1)~(9) (略) (10) 当社はこの機能により送出された位置情報に起因する損害 (こついては、責任を負わないものとします。 (11)~(12) (略) (注) (略)
21 i モードケータイデータお預かり機能 (1)~(2) (略)	(1)~(4)(略) (5)電波状態等により、この機能を利用して送受信されたデータ が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は 責任を負わないものとします。

第5表 無線 I Pアクセス定額料

1 適用

	無 線 I P ア ク セ ス 定 額 料 の 適 用
無線 I P アクセス定額料の減額適用	ア〜イ (略) ウ FOMA契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにXi契約を締結したときは、その契約の解除があったFOMA契約を締結した日又はその契約の解除があったFOMA契約を締結したと当社が認める日から継続してFOMA契約を締結していたものとみなして、アの規定を適用します。 エ Xiサービス又はワイドスター通信サービスに係る契約(以下この欄において「Xi契約等」といいます。)を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、その契約の解除があったXi契約等を締結した日又はその契約の解除があったXi契約等を締結したと当社が認める日から継続してFOMA契約を締結していたものとみなして、アの規定を適用します。
つ (取)	

2 (略)

第6表~第7表 (略

別表 2 付加機能

種類	提供条件
1~14 (略)	(略)
15 moperaU 機能 (1)~(5)(略)	 (1)~(21)(略) (22)電波状態等により、moperaU機能を利用して送受信された情報等又は電子メールが破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 (23)~(32)(略) (注1)~(注2)(略)
16~18 (略)	(略)
19 位置情報通知機能 (略)	(1)~(8) (略) (9) 当社は、この機能により受信した位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (10)~(18) (略) (注) (略)
20 位置情報受信機能(略)	 (1)~(9)(略) (10)当社はこの機能により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (11)~(12)(略) (注)(略)
21 i モードケータイデータお預かり機能 (1)~(2)(略)	(1)~(4) (略) (5) 電波状態等により、この機能を利用して送受信されたデータ が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は 一切の責任を負わないものとします。

	(6)~(8) (略) (注) (略)		(6)~(8) (略) (注) (略)
22~29 (略)	(略)	22~29 (略)	(略)
30 画像情報蓄積機能(お便りフォトサービス) (1)~(2)(略)	(1)~(6)(略) (7)電波状態等により、この機能を利用して蓄積された画像情報が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。 (8)~(16)(略) (注)(略)	30 画像情報蓄積機能 (お便りフォトサービス) (1)~(2) (略)	(1)~(6) (略) (7) 電波状態等により、この機能を利用して蓄積された画像情報が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 (8)~(16) (略) (注) (略)
31~32 (略)	(略)	31~32 (略)	(略)
33 spモード機能 (1)~(9) (略)	 (1)~(15)(略) (16)電波状態等により、sp モードケータイデータお預かり機能を利用して送受信されたデータが破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。 (17)~(31)(略) (32)電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。 (33)~(49)(略) (注1)~(注3)(略) 	33 spモード機能 (1)~(9) (略)	(1)~(15)(略) (16)電波状態等により、sp モードケータイデータお預かり機能を利用して送受信されたデータが破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 (17)~(31)(略) (32)電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 (33)~(49)(略) (注1)~(注3)(略)
34 (略)	(略)	34 (略)	(略)
35 ビジネス mopera テレメトリ機能 (略)	(1)~(2)(略) (3)電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は減失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。 (4)~(7)(略) (注)(略)	35 ビジネス mopera テレメトリ機能 (略)	(1)~(2)(略) (3)電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は減失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 (4)~(7)(略) (注)(略)
36~38 (略)	(略)	36~38 (略)	(略)
39 通話録音機能 (略)	(1)~(4)(略) (5)(4)の規定にかかわらず、当社は、契約者から、当社が定める 方法により請求があった場合は、録音情報の蓄積に係る通知 は行いません。この場合において、録音情報の蓄積を通信の相 手先の契約者回線等へ通知しないことに伴い発生する損害に ついては、責任を負いません。 (6)~(10)(略) (注)(略)	39 通話録音機能 (略)	(1)~(4)(略) (5)(4)の規定にかかわらず、当社は、契約者から、当社が定める方法により請求があった場合は、録音情報の蓄積に係る通知は行いません。この場合において、録音情報の蓄積を通信の相手先の契約者回線等へ通知しないことに伴い発生する損害については、一切の責任を負いません。 (6)~(10)(略) (注)(略)
40 はなして翻訳機能 (略)	(1) (略) (2) この機能を利用するときは、あらかじめ当社が定める機能を有する端未設備に専用のソフトウェアを設定していただきます。この場合において、当社は、本ソフトウェアに起因する損害については、責任を負わないものとします。 (3)~(6) (略) (注) (略)	40 はなして翻訳機能 (略)	(1) (略) (2) この機能を利用するときは、あらかじめ当社が定める機能を有する端末設備に専用のソフトウェアを設定していただきます。この場合において、当社は、本ソフトウェアに起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (3)~(6) (略) (注) (略)

41 (略)	(略)
42 かんたん位置情報機能 (略)	(1)~(6) (略) (7) 当社は、この機能により受信した位置情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。
	(8)~(13)(略) (注) (略)
43~44 (略)	(略)
45 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー) (略)	(1)~(12)(略) (13)当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第80条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、責任を負いません。 (14)~(16)(略) (注)(略)

41 (略)	(略)
42 かんたん位置情報機能 (略)	 (1)~(6) (略) (7) 当社は、この機能により受信した位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (8)~(13) (略) (注) (略)
43~44 (略)	(略)
45 遠隔管理機能(あんしんマネージャー) (略)	(1)~(12) (略) (13) 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第80条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。 (14)~(16)(略) (注)(略)

附 則(令和2年3月23日経企第3209号) この改正規定は令和2年3月25日から実施します。

電話 サービス 契約約款の一部改正 玉 際

[改正] [現行]

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

- 第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみな し、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件 は、変更後の約款によります。
- (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合 理的なものであるとき。
- 2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味				
1~5 (略)	(略)				
6 国際電話サービス	5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国(インマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます。)と合みます。)との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス				
7~9 (略)	(略)				
10 X i 等	当社が提供する <u>5 Gサービス、</u> F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信 サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス				
11 (略)	(略)				

第4条~第6条 (略)

第2章 (略)

第3章 利用中止等

第 16 条~第 17 条 (略)

(利用限度額の設定)

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味			
1~5 (略)	(略)			
6 国際電話サービス	FOMAサービス、Xiサービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国(インマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます。)を含みます。)との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス			
7~9 (略)	(略)			
10 X i 等	当社が提供するFOMAサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス			
11 (略)	(略)			

第4条~第6条 (略)

第2章 (略)

第3章 利用中止等

第 16 条~第 17 条 (略)

(利用限度額の設定)

第 18 条 当社は、契約者(専用回線等接続サービスに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。)が当社に支払うべ 第 18 条 当社は、契約者(専用回線等接続サービスに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。)が当社に支払うべ

き国際電話サービスの通話料(通話料に合算して請求する料金を含み、国際ローミング機能 (5 Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) に係る通話の料金を除きます。以下この条において同じとします。) の1の料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。) から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。) における累計額(料金表第1表第1(通話料)に規定する通話料の月極割引等を適用する前の累計額から、既に当社に支払われた額を除いた額とします。) について、限度額(以下「利用限度額」といいます。) を設定することがあります。

2~6 (略)

第4章 通話

第19条 (略)

(取扱地域等)

第20条 通話を取り扱う地域は、別表のとおりとします。

ただし、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。

2 国際電話サービスに係る通話(当社が別に定める機能を利用して行う通話及び専用回線等接続サービスに係る通話を除きます。) は、5 Gサービスに係る移動無線装置、F O M A サービスに係る移動無線装置、X i サービスに係る移動無線装置、ワイドスター通信サービスに係る移動無線装置又は卸携帯電話サービスに係る移動無線装置が、当該契約約款に規定する営業区域内(ワイドスター通信サービスにあっては、わが国の陸上又は海上とします。以下この条において同じとします。)に在圏する場合に限り行うことができます

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行うことができない場合があります。

第21条~第24条 (略)

第5章~第6章 (略)

第7章 雑則

第 35 条~第 40 条 (略)

(合意管轄)

第 41 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第42条 (略)

(国際電話サービスの廃止)

- 第42条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、国際電話サービスの一部を変更又は国際電話サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 2 当社は、前項の規定により国際電話サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき廃止の期日等を契約者へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定により国際電話サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を 負いません。

第8章 (略)

き国際電話サービスの通話料(通話料に合算して請求する料金を含み、国際ローミング機能に係る通話の料金を除きます。以下この条において同じとします。)の1の料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)における累計額(料金表第1表第1(通話料)に規定する通話料の月極割引等を適用する前の累計額から、既に当社に支払われた額を除いた額とします。)について、限度額(以下「利用限度額」といいます。)を設定することがあります。

2~6 (略)

第4章 诵話

第19条 (略)

(取扱地域等)

第20条 通話を取り扱う地域は、別表のとおりとします。

ただし、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。

2 国際電話サービスに係る通話(当社が別に定める機能を利用して行う通話及び専用回線等接続サービスに係る通話を除きます。) は、FOMAサービスに係る移動無線装置、Xiサービスに係る移動無線装置、フイドスター通信サービスに係る移動無線装置又は 卸携帯電話サービスに係る移動無線装置が、当該契約約款に規定する営業区域内(ワイドスター通信サービスにあっては、わが国の 陸上又は海上とします。以下この条において同じとします。)に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行うことができない場合があります。

第21条~第24条 (略)

第5章~第6章 (略)

第7章 雑則

第 35 条~第 40 条 (略)

(合意管轄)

第41条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。

第42条 (略)

第8章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 通信料

1 適用

	通 信 料 の 適 用				
(1)~(5) (略)	(E	各)			
(6) 定期包括割引(ビジネスセーバ ー) の適用	いる場合は、国際電話サービスに係る通 ます。 以下この欄において同じとします。 請求するものを含みます。 以下この欄にお て、その定期包括割引に係る割引選択!	等(FOMAサービスに係るものに限りまところにより定期包括割引の適用を受けて話(国際ローミング機能に係る通話を除き)に関する料金(通話の料金に合算しておいて同じとします。)の月間累計額につい期間及び最低利用額(Xi等の契約約申出のあったものをいいます。)に応じて、			
(7) (略)	(B	各)			
(8) 2年定期契約に係る通信料月 極割引又は定期契約に係る通信 料月極割引(ビジネス通話割 引)の適用	ア 国際電話サービスの利用に係る F O M A 又は X i (基本使用料の料金種別が当社が別に定めるものであるものを除きます。) において、当該契約約款に定めるところによりビジネス通話割引の適用を受けている場合は、国際電話サービスに係る通話(国際ローミング機能に係る通話を除きます。以下この欄において同じとします。) に関する料金(通話の料金に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。) の月間累計額について、次表に規定する割引を行います。 1 契約ごとに				
	区分	割引額			
	指定割引回 (略) 線群に係る5	(略)			
	<u>Gサービス、</u> F O M A 及	(略)			
	びXiの数 (略)	(略)			
	 総合利用プラン、ギガホ、ギガライト、 マホ/タブ)、X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)並びに F O M A サ ホーダイプラン(スマホ/タブ)及び F ます。	他提供条件は、当社が別に定めるところに ものは、X i サービス契約約款に規定する ケータイプラン、X i カケホーダイプラン(ス ン(ケータイ)及び X i カケホーダイプラン ナービス契約約款に規定する F O M A カケ F O M A カケホーダイプラン(ケータイ)とし ものは、ビジネス通話割引に係る提供条件			

料金表

通則 (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 通信料

	通 信 料	の 適	用		
(1)~(5) (略)			(略)		
(6) 定期包括割引(ビジネスセーバ 一)の適用	ア 国際電話サービスの利用に係る X i 等 (X i サービス及び卸携帯電話サービス に係るものを除きます。) において、当該契約約款に定めるところにより定期包括割 引の適用を受けている場合は、国際電話サービスに係る通話 (国際ローミング機能 に係る通話を除きます。以下この欄において同じとします。) に関する料金 (通話の料金に合算して請求するものをみます。以下この欄において同じとします。) の 月間累計額について、その定期包括割引に係る割引選択期間及び最低利用額 (X i 等の契約約款の規定に基づき契約者からあらかじめ申出のあったものをいいます。) に応じて、次表に規定する額の割引を行います。 ま、(略)				
(7)(略)			(略)		
(8) 2年定期契約に係る通信料月極割引又は定期契約に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用	ア 国際電話サービスの利用に係るFOMA又はXi (基本使用料の料金種別が当社が別に定めるものであるものを除きます。)において、当該契約約款に定めるところによりビジネス通話割引の適用を受けている場合は、国際電話サービスに係る通話(国際ローミング機能に係る通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(通話の料金に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、次表に規定する割引を行います。				
	,	金(通話の料金	こ合算して請求するものを含みます。以下この欄		
	,	金(通話の料金	こ合算して請求するものを含みます。以下この欄		
	において同じとします 区 指定割引回	金(通話の料金す。)の月間累記	こ合算して請求するものを含みます。以下この欄 額について、次表に規定する割引を行います。		
	において同じとします 区 指定割引回 線群に係る F O M A 及び	金(通話の料金 す。)の月間累記 分	こ合算して請求するものを含みます。以下この機 計額について、次表に規定する割引を行います。 割 引 額		
	において同じとします 区 指定割引回 線群に係る F	金 (通話の料金 す。) の月間累記 分 (略)	こ合算して請求するものを含みます。以下この機 計額について、次表に規定する割引を行います。 割 引 額 (略)		

(9) (略)	(略)		(9) (略)	(略)		
(10) 付加機能の利用等に係る通 信の料金の適用	国際電話サービスの利用に係る5Gサービス、Xi又はFOMA(以下この欄において「Xi等」といいます。)において、当該契約約款に定めるところにより、はなして翻訳機能を利用して行われる5Gサービス、Xi又はFOMAの契約者回線からの通話モードに係る通信の料金は、その通信の着信者の契約者回線等への通話モードに係る通信に関する料金と同額とします。		(10) 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用	国際電話サービスの利用に係るX i 又は F O M A (以下この欄において「X i 等」といいます。) において、当該契約約款に定めるところにより、はなして翻訳機能を利用して行われる X i 等の契約者回線からの通話モードに係る通信の料金は、その通信の着信者の契約者回線等への通話モードに係る通信に関する料金と同額とします。		
2 (略)			2 (略)			
第2表(略)		:	第2表(略)			
別表 (略)			別表 (略)			
附 則(令和 2 年 3 月 23 日経企第 3209 号) この改正規定は令和 2 年 3 月 25 日から実施します。						

[改正]	「現行」
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (略)	第1条 (略)
(約款の変更) 第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。 (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2 (略)	(約款の変更) 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。 2 (略)
第3条(略)	第3条(略)
第2章~第3章 (略)	第2章~第3章 (略)
第4章 付加機能	第4章 付加機能
(付加機能の提供) 第17条 当社は、契約者から請求があったときは、別表2(付加機能)に規定する付加機能を提供します。 2~4(略) 5 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、別表2に規定する 各々の付加機能について、一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。 6 当社は、前項の規定により付加機能の一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。	(付加機能の提供) 第 17 条 当社は、契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能)に規定する付加機能を提供します。 2 ~ 4 (略)
第5章~第10章 (略)	第5章~第10章 (略)
第 11 章 損害賠償	第 11 章 損害賠償
第53条 (略)	第53条 (略)
(免責) 第 54 条 当社は、ワイドスター通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する自動車、船舶、土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがアンテナ撤去時の塗装剥離等工事に伴い通常生じるものであるときは、当社はその責任を負いません。 2~3 (略)	(免責) 第 54 条 当社は、ワイドスター通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する自動車、船舶、土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがアンテナ撤去時の塗装剥離等工事に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。 2~3 (略)
第 12 章 雑則	第 12 章 雑則
第 55 条~第 64 条 (略)	第 55 条~第 64 条 (略)

(無線 I Pアクセスサービスの利用)

第65条 契約者は、別表1 (付加機能) に規定する moperaU 機能の提供を受けているときは、無線 I Pアクセスサービス (当社の 無線 I P通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、 moperaU 機能を利用するためのものをいいます。 以下同じとします。) を利用することができます。

2~4 (略)

- 5 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I P アクセス サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 6 当社は、前項の規定により、無線 I Pアクセスサービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、 責任を負いません。

第66条~第66条の2 (略)

(合意管轄)

第 67 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第68条 (略)

(ワイドスター通信サービスの廃止)

- 第 68 条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、ワイドスター通信サービスの一部を変更又はワイドスター通信サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 2 当社は、前項の規定によりワイドスター通信サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、 廃止の期日等を契約者へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定によりワイドスター通信サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第13章 (略)

料金表

通則

1~11 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 12 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスター通信サービス(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスター通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)(こついて、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。
- (1) (略)
- (2) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等が、他のワイドスター通信サービス、5 Gサービス、F O M A サービス又は Xi サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。
- (3) (略)
- 13 (略)
- 14 当社は、ワイドスター通信サービスに係る料金その他の債務がワイドスター通信サービス、5 Gサービス、F O M A サービス 以 i サービス (当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。) に係る料金等と一

(無線 I Pアクセスサービスの利用)

第65条 契約者は、別表1(付加機能)に規定するmoperaU機能の提供を受けているときは、無線IPアクセスサービス(当社の無線IP通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2~4 (略)

第66条~第66条の2 (略)

(合意管轄)

第67条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。

第68条 (略)

第13章 (略)

料金表

通則

1~11 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 12 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスター通信サービス(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスター通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。
- (1) (略)
- (2) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等が、他のワイドスター通信サービス、FOMAサービス又はXi サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。
- (3) (略)
- 13 (略)
- 14 当社は、ワイドスター通信サービスに係る料金その他の債務がワイドスター通信サービス、FOMAサービス又はXiサービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。) に係る料金等と一括して請求され

括して請求されている場合は、そのワイドスター通信サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15~16 (略)

- 17 当社は、第 12 項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスター通信サービスに係る料金等が、 口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのワイドスター通信サービスに係る料金等から 20 円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。 ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。
- 18 FOMAサービス又はXiサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合は、継続してワイドスター契約を締結していたものとみなして取り扱います。

ただし、契約の解除のあった <u>FOMAサービス又はXiサービスに係る契約</u>に係る料金等において、FOMAサービス契約約款又はXiサービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。

19~25 (略)

(注1)~(注2)(略)

第1表 料金 (無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1~第2 (略)

第3 通信料

1 適用

	通	信	料	の	適	用
(1) 通信の条件	A サ- 合をM たた りませ	ドスタ- -ビス又 余き、通 し、当	はXi 話モート	サービス ぐに限り	くの契約 行うこと	者回線と当社が提供する <u>5 Gサービス、</u> F O M 引者回線との間の通信は、当社が別に定める場 ができます。 より通信を行うことができないときは、この限りであ
(2)~(12)(略)						(略)

2 (略)

第4~第6 (略)

第2表~第3表 (略)

第4表 無線 I Pアクセス定額料

1 適用

	無線IPアクセス定額料の適用
無線 I Pアクセスの定額料の減額適用	ア (略) イ 5 Gサービス、X i サービス又は F O M A サービスに係る契約 (以下この欄において「X i 契約等」といいます。)を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結したときは、その契約の解除があった X i 契約等を締結した日 (その X i 契約等を継続して締結していると当社が認める場合は、その X i

ている場合は、そのワイドスター通信サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15~16 (略)

17 当社は、第 12 項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスター通信サービスに係る料金等が、 口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのワイドスター通信サービスに係る料金等から 20 円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。 ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

18 FOMA等に係る契約を締結している者又はXi に係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合は、継続してワイドスター契約を締結していたものとみなして取り扱います。

ただし、契約の解除のあった FOMA等又はXiに係る料金等において、FOMAサービス契約約款又はXiサービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。

19~25 (略)

(注1)~(注2)(略)

第1表 料金 (無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1~第2 (略)

第3 通信料

1 適用

		通	信	料	Ø	適	用
(1) 通信	の条件	X i モーI たか	イドスタ- サービス ドに限り行 ごし、当	い契約 テラことか	者回線	との間の す。	音回線と当社が提供するFOMAサービス又は D通信は、当社が別に定める場合を除き、通話 SD通信を行うことができないときは、この限りであ
(2)~(12	2) (略)						(略)

2 (略)

第4~第6 (略)

第2表~第3表 (略)

第4表 無線 I Pアクセス定額料

1 適用

無線IPアクセス定額料の適用						
無線IPアクセスの定額料の減額適	ア (略)					
用	イ Xiサービス又はFOMAサービスに係る契約(以下この欄において「Xi契約					
	等」といいます。)を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター					
	契約を締結したときは、その契約の解除があったXi契約等を締結した日(そのX					
	i 契約等を継続して締結していると当社が認める場合は、その X i 契約等を締結					

	契約等を締結した日と当社がみなす日)から継続してワイドスター通信サービスに係
	る契約を締結していたものとみなして、アの規定を適用します。。
	ウ (略)

2 (略)

第5表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種類	提供条件
1~3 (略)	(略)
4 moperaU 機能 (1)~(4)(略)	(1)~(13) (略) (14) 電波状態等により、moperaU機能を利用して送受信され た情報等又は電子メールが破損又は滅失することがあります。こ の場合において、当社は責任を負わないものとします。 (15)~(20) (略) (注) (略)
5~7 (略)	(略)

別表3~別表8 (略)

附 則(令和2年3月23日経企第3209号) この改正規定は令和2年3月25日から実施します。

した日と当社がみなす日)から継続してワイドスター通信サービスに係る契約を締結
していたものとみなして、アの規定を適用します。。
ウ (略)

2 (略)

第5表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種類	提供条件
1~3 (略)	(略)
4 moperaU 機能 (1)~(4)(略)	(1)~(13) (略) (14) 電波状態等により、moperaU機能を利用して送受信された情報等又は電子メールが破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 (15)~(20) (略) (注) (略)
5~7 (略)	(略)

別表3~別表8 (略)

「改正] 「現行] 第1章 総則 第1章 総則 第1条 (略) 第1条 (略) (約款の変更) (約款の変更) 第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみな 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。 し、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件 は、変更後の約款によります。 (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合 理的なものであるとき。 2 (略) 2 (略) 第3条 (略) 第3条 (略) 第2章~第9章 (略) 第2章~第9章 (略) 第10章 損害賠償 第10章 損害賠償 第46条 (略) 第46条 (略) (免責) (免責) 第47条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化 第47条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化 又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除 又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除 き、当社はその責任を負いません。 き、その損害を賠償しません。 2 (略) 2 (略) 第11章 雑則 第11章 雑則 第 48 条~第 54 条 (略) 第 48 条~第 54 条 (略) (合意管轄) (合意管轄) 第 55 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地 第55条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 専属的合意管轄裁判所とします。 第56条 (略) 第56条 (略) (グローバル衛星通信サービスの廃止) 第56条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、グローバ ル衛星通信サービスの一部を変更又はグローバル衛星通信サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、 当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。 2 当社は、前項の規定によりグローバル衛星通信サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づ き、廃止の期日等を契約者へ通知します。 3 当社は、第1項の規定によりグローバル衛星通信サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であって

も、責任を負いません。

第12章 (略)

料金表 通則

1~12 (略)

(注) (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 通信料

1 適用

	通	信	料	の	適	用
(1) 通信の条件	M A スの り行 た	, ーバル サービ 契約者 うことが	ス、X i 回線と できます	サービ の間のi	ス、ワイ 通信は、	約者回線と当社が提供する <u>5 Gサービス、</u> F O ドスター通信サービス若しくは卸携帯電話サービ 当社が別に定める場合を除き、通話モードに限 より通信を行うことができないときは、この限りであ
(2)~(5) (略)						(略)

2 (略)

第3 (略)

第2表~第3表 (略)

別表 (略)

附 則(令和2年3月23日経企第3209号) この改正規定は令和2年3月25日から実施します。 第12章 (略)

料金表

通則

1~12 (略)

(注) (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 通信料

1 適用

	通	信	料	の	適	用
(1) 通信の条件	X i 線と ます た	, ーバル(サービ) の間のi 。	ス、ワイ 通信は、	ドスター 当社カ	通信サ	約者回線と当社が提供する F O M A サービス、 ービス若しくは卸携帯電話サービスの契約者回 める場合を除き、通話モードに限り行うことができ より通信を行うことができないときは、この限りであ
(2)~(5)(略)						(略)

2 (略)

第3 (略)

第2表~第3表 (略)

別表 (略)

[改正]

[現行]

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

- 第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみな し、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件 は、変更後の約款によります。
- (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1~22 (略)	(略)
23 X i 等	当社が提供するX i サービス <u>、5 Gサービス</u> 及び F O M A サービス
24 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 無線 I P契約

第6条~第7条 (略)

(無線 I P 契約申込の方法)

- 第8条 無線 I P 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う無線 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、契約の申込みを行う者は、あらかじめ締結しようとする契約の種別を申し出ていただきます。
- 2 (略)
- 3 第1項の場合において、タイプB(料金表第1表第1(定額利用料)の1に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る無線IP契約の申込をする者は、あらかじめ1のXi等(Xiサービス契約約款に規定するXi又はFOMAサービス契約約款に規定するYOMA(当社が別に定める基本使用料の料金種別に係るものを除きます。)に限ります。)を指定して当社に申し出ていただきます。
- (注) 本条第3項に規定する当社が別に定める基本使用料の料金種別は、FOMAサービス契約約款に規定するリミットプラス、ファミリーワイド等及びタイプリミットとします。

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味
1~22 (略)	(略)
23 X i 等	当社が提供するXiサービス及びFOMAサービス
24 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 無線 I P契約

第6条~第7条 (略)

(無線 I P 契約申込の方法)

- 第8条 無線 I P契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う無線 I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、契約の申込みを行う者は、あらかじめ締結しようとする契約の種別を申し出ていただきます。
- 2 (略
- 3 第1項の場合において、タイプB(料金表第1表第1(定額利用料)の1に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る無線IP契約の申込をする者は、あらかじめ1のXi等(Xiサービス契約約款に規定するXi又はFOMAサービス契約約款に規定するFOMA(共用FOMAに係るもの又は基本使用料の料金種別がタイプリミットであるものを除きます。)をいいます。)を指定して当社に申し出ていただきます。

(無線 I P 契約申込の承諾)

(無線 I P契約申込の承諾)

第9条 当社は、無線IP契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2~3 (略)

- 4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、タイプBに係る無線IP契約の申込を承諾しないことがあります。
- (1) 第8条 (無線 I P契約申込の方法) 第3項の規定により指定された X i 等 (以下この条において「選択 X i 等」といいます。) が既に他の一般契約に係る選択 X i 等であるとき。

(2) (略)

第10条~第14条 (略)

第3章の2 国際無線 I P 契約

第15条~第16条 (略)

(国際無線 I P契約申込の承諾)

第 17 条 当社は、国際無線 I P契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2~3 (略)

- (注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるものは、5 Gにおいては、提供条件書「料金プラン (5 Gギガホ等)」に規定する5 Gギガホ、5 Gギガライト及び5 Gデータプラス、X i においては、提供条件書「料金プラン (ギガホ 2 等)」に規定するギガホ 2、ギガライト 2、データプラス 2 及びキッズケータイプラン 2 並びに X i サービス契約約款に規定するギガホ等、X i データプラン 等及びタイプ X i 等 (タイプ X i 及びタイプ X i にねんを除きます。)、F O M A においては F O M A サービス契約約款に規定するキッズケータイプラス、キッズケータイプラン、キッズケータイプラン、キッズケータイプラン 2、タイプ 2in1、タイプ S S 2in1等、定額データプラン、定額データプラン HIGH-SPEED、定額データプランスタンダード及び定額データプランフラットとします。
- (注2) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるデータ定額は、XiにおいてはXiサービス契約約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、Xiパケ・ホーダイダブル及びXiパケ・ホーダイフラット等、FOMAにおいてはFOMAサービス契約約款に規定するパケット定額、シングルパック等、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、パケ・ホーダイダブル2及び旧パケット定額とします。

第17条の2~第17条の3 (略)

第3章の3~第5章 (略)

第6章 通信

(インターネットサービスの利用等)

第 24 条 契約者は、当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス(当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき提供するものに限ります。以下「インターネットサービス」といいます。)を利用することができます。

2 (略)

3 電波状態等により、インターネットサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。

第25条~第26条の2 (略)

第7章 料金等

第27条 (略)

(定額利用料の支払義務)

第28条 無線 I P 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間(提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1か月間とします。) について、

第9条 当社は、無線 I P契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2~3 (略)

- 4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、タイプBに係る無線IP契約の申込を承諾しないことがあります。
- (1) 第8条 (無線 I P契約申込の方法) 第3項の規定により指定されたX i 等 (選択X i 等といいます。以下この条において同じとします。) が既に他の一般契約に係る選択X i 等であるとき。

(2) (略)

第10条~第14条 (略)

第3章の2 国際無線 I P契約

第15条~第16条 (略)

(国際無線 I P契約申込の承諾)

第 17 条 当社は、国際無線 I P契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2~3 (略)

- (注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるものは、XiにおいてはXiサービス契約約款に規定する<u>総合利用プラン、データ専用プラン、ギガ木等、</u>Xiデータプラン等及びタイプXi等(タイプXi及びタイプXiにねんを除きます。)、FOMAにおいてはFOMAサービス契約約款に規定する定額データプラン、定額データプラン HIGH-SPEED、定額データプランスタンダード及び定額データプランフラットとします。
- (注2) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるデータ定額は、XiにおいてはXiサービス契約約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、Xiパケ・ホーダイダブル及びXiパケ・ホーダイフラット等、FOMAにおいてはFOMAサービス契約約款に規定するパケット定額、シングルパック等、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、パケ・ホーダイダブル2及び旧パケット定額とします。

第17条の2~第17条の3 (略)

第3章の3~第5章 (略)

第6章 通信

(インターネットサービスの利用等)

第 24 条 契約者は、当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス(当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき提供するものに限ります。以下「インターネットサービス」といいます。)を利用することができます。

2 (略)

3 電波状態等により、インターネットサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。

第25条~第26条の2 (略)

第7章 料金等

第27条 (略)

(定額利用料の支払義務)

第28条 無線 I P契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間(提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1か月間とします。)について、

料金表第1(定額利用料)に規定する定額利用料の支払いを要します。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、タイプA (料金表第1表第1 (定額利用料) の1に規定するものをいいます。) に係る無線 I P契約を新たに締結したとき、又はタイプBに係る無線 I P契約締結の際に指定する1のX i 等が、最初の指定であると当社が確認したときは、その無線 I P契約に入るの無線 I P契約の締結があった日を含む暦月の定額通信料の支払いを要しません。

ただし、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月に、その無線 I P 契約の解除があったときはこの限りでありません。

4~5 (略)

第29条~第36条 (略)

第8章~第9章 (略)

第10章 雑則

第 43 条~第 44 条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第45条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)~(5)(略)

(注) 本条に定める契約者の義務については、「docomo Wi-Fi for visitors 提供条件書」又は「WORLD WINGご利用にあたって」に詳細に定めるものとします。

第 46 条~第 51 条 (略)

(合意管轄)

第 52 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第53条 (略)

(無線 I P 通信網サービスの廃止)

- 第53条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I P 通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 2 当社は、前項の規定により無線 I P通信網サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等を契約者(無線 I Pプリベイド契約者を除きます。)へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定により無線 I P通信網サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、 責任を負いません。

第11章 その他のサービス

(情報提供サービス)

第54条 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

表(略)

2~4 (略)

- 5 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 6 当社は、前項の規定により情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止したことにより契約者に

料金表第1(定額利用料)に規定する定額利用料の支払いを要します。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、タイプAに係る無線IP契約を新たに締結したとき、又はタイプBに係る無線IP契約締結の際に指定する1のXi等が、最初の指定であると当社が確認したときは、その無線IP契約について、その無線IP契約の締結があった日を含む暦月の定額通信料の支払いを要しません。

ただし、その無線 I P契約の締結があった日を含む暦月に、その無線 I P契約の解除があったときはこの限りでありません。

4~5 (略)

第29条~第36条 (略)

第8章~第9章 (略)

第10章 雑則

第43条~第44条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第45条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)~(5)(略)

(注) 本条に定める契約者の義務については、「docomo Wi-Fi サービスご利用規則」又は「国際サービスに係るご利用ガイド」に詳細 に定めるものとします。

第 46 条~第 51 条 (略)

(合意管轄

第52条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。

第53条 (略)

第 11 章 その他のサービス

(情報提供サービス)

第54条 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

表(略)

2~4 (略)

損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 55 条~第 56 条 (略)

料金表

通則

1~4 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 5 当社は、無線 I P通信網サービスに係る料金等が、5 Gサービス、X i サービス又は F O M A サービス(以下この項及び第7項において「X i サービス等」といいます。)の料金等に一括して請求されている場合であって、その X i サービス等が当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているときは、その無線 I P通信網サービスについてもこの取扱いを行います。
- 6 当社は、 $\underline{5}$ Gサービス契約約款、 \underline{X} i サービス契約約款又はFOMAサービス契約約款(以下第8項において「 \underline{X} i サービス契約約款等」といいます。)に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

7~14 (略)

(注1)~(注2)(略)

第1~第8 (略)

別表1~別表5 (略)

附 則(令和2年3月23日経企第3209号) この改正規定は令和2年3月25日から実施します。 第 55 条~第 56 条 (略)

料金表

通則

1~4 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 5 当社は、無線 I P通信網サービスに係る料金等が X i サービス又は F O M A サービス (以下この欄、第 7 項及び第 11 項において 「X i サービス等」といいます。) の料金等に一括して請求されている場合であって、その X i サービス等が当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているときは、その無線 I P通信網サービスについてもこの取扱いを行います。
- 6 当社は、Xiサービス契約約款又はFOMAサービス契約約款(以下第8項及び第11項において「Xiサービス契約約款等」といいます。)に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

7~14 (略)

(注1)~(注2)(略)

第1~第8 (略)

別表1~別表5 (略)

[改正]

「現行]

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

- 第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみな し、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件 は、変更後の約款によります。
- (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 (略)

第3条 (略)

第2章 (略)

第3章 ビジネス mopera 契約

第7条~第11条 (略)

(内線グループ等の指定等)

第 11 条の2 第 9 種接続装置に係る契約者は、内線番号、X i 等内線番号(当社が定める基準にしたがって契約者が選択した 5 <u>Gサービス、X i 又は FOMA用の番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。)又は仮想内線番号(当社が定める基準にしたがって契約者が選択し、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行った番号であって、内線番号及び X i 等内線番号以外のものをいいます。以下同じとします。)を使用して、第 9 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びに X i 等内線番号接続可能数(1の第 9 種接続装置に係る接続点から X i 等内線番号に係るアクセス回線への通信を同時に行うことができる論理チャネルの数をいいます。以下同じとします。)を指定して届け出ていただきます。</u>

2~5 (略)

第11条の3 (略)

(接続先グループの指定等)

第11条の4 第11種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、認証回線(当社が定める基準にしたがって契約者が選択した5 <u>Gサービス、</u>X i 又は F O M A (当該契約約款に規定する番号認証機能の提供を受けているものに限ります。)であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。)を使用して、第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ(第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。)を指定して届け出ていただきます。

(アクセス回線の登録等)

第12条 第9種接続装置又は第12種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 (略)

第3条 (略)

第2章 (略)

第3章 ビジネス mopera 契約

第7条~第11条 (略)

(内線グループ等の指定等)

第 11 条の2 第 9 種接続装置に係る契約者は、内線番号、X i 等内線番号(当社が定める基準にしたがって契約者が選択した X i 又は F O M A 用の番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。) 又は仮想内線番号(当社が定める基準にしたがって契約者が選択し、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行った番号であって、内線番号及び X i 等内線番号以外のものをいいます。以下同じとします。) を使用して、第 9 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びに X i 等内線番号接続可能数(1の第9種接続装置に係る接続点から X i 等内線番号に係るアクセス回線への通信を同時に行うことができる論理チャネルの数をいいます。以下同じとします。) を指定して届け出ていただきます。

2~5 (略)

第11条の3 (略)

(接続先グループの指定等)

第11条の4 第11種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、認証回線(当社が定める基準にしたがって契約者が選択した X i 又は F O M A (当該契約約款に規定する番号認証機能の提供を受けているものに限ります。) であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。) を使用して、第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ(第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。) を指定して届け出ていただきます。

(アクセス回線の登録等)

第 12 条 第 9 種接続装置又は第 12 種接続装置(料金表第 1 表第 1 (接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。

2 (略)

3 当社は、第1項の規定により第9種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。

(1)~(4)(略)

(5) 申出のあったアクセス回線について、5 Gサービス契約約款、F O M A サービス契約約款又はX i サービス契約約款に規定する番号変換機能の提供を受けていないとき。

(6) (略)

4~11 (略)

(注) (略)

(国際アウトローミング接続)

第12条の2 ビジネス mopera 契約者(第1種接続装置、第11種接続装置及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、5 Gサービス契約約款、F OMAサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線と専用回線に係る接続点(当社が定めるものを除きます。)との間で通信を行うことができます。

2~3 (略)

第13条~第23条 (略)

第4章~第5章の2 (略)

第5章の3 SMS送信契約

第34条の7~第34条の10 (略)

(国際アウトローミング接続)

第34条の11 SMS送信契約者は、5 Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線との間で通信を行うことができます。

2~3 (略)

第34条の12 (略)

第6章 付加機能

(付加機能の提供)

第 35 条 当社は、契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能)に規定する付加機能を提供します。

ただし、第47条(預託金)に規定する預託金を預け入れないときは、当社はその請求を承諾しないことがあります。

2~3 (略)

- 4 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、別表2に規定する 各々の付加機能について、一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 5 当社は、前項の規定により付加機能の一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いませ<u>ん。</u>

第7章 (略)

第8章 通信

2 (略)

3 当社は、第1項の規定により第9種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。

(1)~(4)(略)

(5) 申出のあったアクセス回線について、FOMAサービス契約約款又はXiサービス契約約款に規定する番号変換機能の提供を受けていないとき。

(6) (略)

4~11 (略)

(注) (略)

(国際アウトローミング接続)

第12条の2 ビジネス mopera 契約者(第1種接続装置、第11種接続装置及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、Xiサービス契約約款、Xiサービス契約約款、Xiサービス契約約款で規定する国際アウトローミングの電気通信回線と専用回線に係る接続点(当社が定めるものを除きます。)との間で通信を行うことができます。

2~3 (略)

第13条~第23条 (略)

第4章~第5章の2 (略)

第5章の3 SMS送信契約

第34条の7~第34条の10 (略)

(国際アウトローミング接続)

第34条の11 SMS送信契約者は、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線との間で通信を行うことができます。

2~3 (略)

第34条の12 (略)

第6章 付加機能

(付加機能の提供)

第35条 当社は、契約者から請求があったときは、別表2(付加機能)に規定する付加機能を提供します。

ただし、第47条(預託金)に規定する預託金を預け入れないときは、当社はその請求を承諾しないことがあります。

2~3 (略)

第7章 (略)

第8章 通信

(诵信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2~3 (略)

- 4 前3項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。
- (1) 第9種接続装置(料金表第1表第1 (接続装置使用料)の1 (適用)に規定するタイプ1に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。

ア 専用回線等に係る接続点から \underline{S} Gサービス、 \underline{F} O M A サービス又は \underline{X} i サービスの契約者回線へ通信を行うことができます。 イ〜カ (略)

- (2) 第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。
 - ア 専用回線等に係る接続点から5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス(Xiユビキタスを除きます。)、ワイドスター通信サービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者回線等へ通信を行うことができます。

イ~カ (略)

- 5 前4項の規定によるほか、第10種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。
- (1) 専用回線等に係る接続点から 5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等へ通信を行うことができます。この場合の通信の取扱いについては、この約款によるほか、当該契約約款に定めるところによります。

(2)~(7)(略)

- 6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービス及びSMS送信サービスの通信の条件は、次のとおりとします。
- (1) 専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備から<u>5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス又は</u> 卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を行うことができます。

(2) (略)

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

- 第41条 当社が提供する専用回線等接続サービスの料金は、接続装置使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金及 びユニバーサルサービス料とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
- 2 前項によるほか、当社が提供する専用回線等接続サービスの通信に関する料金は、<u>5 Gサービス契約約款、</u>F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定めるところによります。

3 (略)

第2節 料金等の支払義務

第42条 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第9種接続装置、第10種接続装置若しくは第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備からアクセス回線等への通信(その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。)があったときは、料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2~4 (略)

5 契約者は、前4項の規定によるほか、別表2 (付加機能)、5 Gサービス契約約款、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、V i サービス契約約款、D イドスター通信サービス契約約款、知携帯電話サービス契約約款に定めるところにより通信に関する料金の支払いを要します。

(诵信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2~3 (略)

- 4 前3項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。
- (1) 第9種接続装置(料金表第1表第1 (接続装置使用料)の1 (適用)に規定するタイプ1に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。
 - ア 専用回線等に係る接続点からFOMAサービス又はXiサービスの契約者回線へ通信を行うことができます。 イ〜カ (略)
- (2) 第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。 ア 専用回線等に係る接続点からFOMAサービス、Xiサービス(Xiユビキタスを除きます。)、ワイドスター通信サービス又は 卸携帯電話サービスに係る契約者回線等へ通信を行うことができます。 イ〜カ (略)
- 5 前4項の規定によるほか、第10種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。
- (1) 専用回線等に係る接続点からFOMAサービス、Xiサービス、フイドスター通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等へ通信を行うことができます。この場合の通信の取扱いについては、この約款によるほか、当該契約約款に定めるところによります。

(2)~(7)(略)

- 6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービス及びSMS送信サービスの通信の条件は、次のとおりとします。
- (1) 専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備からFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができます。

(2) (略)

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

- 第41条 当社が提供する専用回線等接続サービスの料金は、接続装置使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金及 びユニバーサルサービス料とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
- 2 前項によるほか、当社が提供する専用回線等接続サービスの通信に関する料金は、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定めるところによります。

3 (略)

第2節 料金等の支払義務

第42条 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第9種接続装置、第10種接続装置若しくは第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備からアクセス回線等への通信(その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。)があったときは、料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2~4 (略)

5 契約者は、前4項の規定によるほか、別表2(付加機能)、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、卸携帯電話サービス契約約款に定めるところにより通信に関する料金の支払いを要します。

第 44 条~第 45 条 (略)

第3節~第6節 (略)

第10章 (略)

第11章 損害賠償

(責任の制限)

- 第54条 当社は、専用回線等接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその専用回線等接続サービスを提供をしなかったときは、その専用回線等接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその専用回線等接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。 (1)~(2)(略)
- (3) 5 Gサービス契約約款、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定める通信に関する料金(料金額の算定方法は当該契約約款の規定に準じます。)

3~4 (略)

(免責)

- 第 55 条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている情報等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、<u>当社はその責任</u>を負いません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、専用回線等に接続される端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更により、現に専用回線等に接続されている自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第55条の2 (略)

第12章 雑則

第56条~第57条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)~(9)(略)

- 2 (略)
- 3 当社は、接続装置を介したショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求又はSMS送信機能に係る電気通信設備からの通信にあたって、次の行為があったと認めたときは、第1項第5号の規定に違反したものとして取り扱います。
- (1) <u>5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は</u>卸携帯電話サービスの契約者回線の契約者から受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為。
- (2) 当社が大量と認めるショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求を実在しない<u>5 Gサービス、</u> F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者識別番号へ送信する行為。
- 4 (略)
- (注) (略)

第 44 条~第 45 条 (略)

第3節~第6節 (略)

第10章 (略)

第11章 捐害賠償

(責任の制限)

- 第54条 当社は、専用回線等接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその専用回線等接続サービスを提供をしなかったときは、その専用回線等接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその専用回線等接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。 (1)~(2)(略)
- (3) FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定める通信に関する料金(料金額の算定方法は当該契約約款の規定に準じます。)

3~4 (略)

(免責)

- 第55条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている情報等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、専用回線等に接続される端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更により、現に専用回線等に接続されている自営 電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第55条の2 (略)

第12章 雑則

第56条~第57条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)~(9)(略)

- 2 (略)
- 3 当社は、接続装置を介したショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求又はSMS送信機能に係る電気通信設備からの通信にあたって、次の行為があったと認めたときは、第1項第5号の規定に違反したものとして取り扱います。
- (1) FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線の契約者から受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為。
- (2) 当社が大量と認めるショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求を実在しないFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者識別番号へ送信する行為。
- 4 (略)
- (注) (略)

第59条~第59条の3 (略)

(無線 I Pアクセスサービスの利用等)

- 第 59 条の4 無線 I Pアクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域 (無線 I P通信網サービスの営業区域と同一とします。)内に在圏する場合に限り、行うことができます。
 - ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 当社は、無線 I Pアクセスサービスを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第54条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、その他の損害については責任を負いません。
- 3 (略)

第59条の5~第60条 (略)

(合意管轄)

第 61 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(専用回線等接続サービスの廃止)

- 第61条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、専用回線等接続サービスの一部を変更又は専用回線等接続サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 2 当社は、前項の規定により専用回線等接続サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第 22 条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等を契約者へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定により専用回線等接続サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第62条 (略)

第13章 (略)

料金表通則

1~12 (略)

(注) (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 接続装置使用料

1 適用

	接続装置使用料の適用
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。
	種 類 内 容
	(ア)~(ク) (略) (略)
	(ケ) 第9種接続 専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登装置(オフィスリン 録した5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスの契約

第59条~第59条の3 (略)

(無線 I Pアクセスサービスの利用等)

- 第 59 条の4 無線 I Pアクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域 (無線 I P通信網サービスの営業区域と同一とします。)内に在圏する場合に限り、行うことができます。
 - ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 当社は、無線 I Pアクセスサービスを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第 54 条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。
- 3 (略)

第59条の5~第60条 (略)

(合意管轄)

第61条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。

第62条 (略)

第13章 (略)

料金表

通則

1~12 (略)

(注) (略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用			
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。		
	種 類 内 容		
	(ア)~(ク) (略) (略)		
	(ケ) 第9種接続 専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登 装置(オフィスリン 録したFOMAサービス又はXiサービスの契約者回線との間		

<i>්</i>)	者回線との間で、内線番号を使用して通話(おおむね3 kHz の帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信)を行うことができるようにするために設置するもの
(コ) 第 10 種接 続装置 (ボイスミ ーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る1又は複数の契約者回線との間で通信(通話モードによる通信に限ります。)を同時に行うことができるようにするために設置するもの
(サ) 第 11 種接 続装置(アクセス プレミアム)	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス、X i サービス又は卸X i サービスの契約者回線との間で通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。)を行うことができるようにするために設置するもの
(シ) 第 12 種接 続装置(SMS センタープッシュ)	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した5 <u>Gサービス、</u> FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話 サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通 信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができるよう にするために設置するもの

イ 特定接続サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種類	内容
特定接続装置	専用回線等接続契約に基づき、5 Gサービス、F O M A サービス又はX i サービスの契約者回線等との間で通信を行うことがで
	きるようにするために設置するものであって、当該契約約款に規定するiモード電子メール又は sp モード電子メールの送信を行
	うためのもの

ウ 通話録音サービスに係る接続装置には次の種類があります。

種 類	内容
通話録音接続装置	専用回線等接続契約に基づき、当社の電気通信設備から録音情報(5Gサービス、FOMAサービス契約約款又はXi
	サービス契約約款に規定する通話録音機能に係るものをいいます。) の伝送を行うことができるようにするために設置するもの

I SMS送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種 類	内容
SMS送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した5 <u>Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス</u> 又は卸携帯電話 サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通 信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができる機 能

オ〜セ (略)

ソ セの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額) の2 – 11 に規定する料金を適用します。

区	分		内	2	容
タイプ 1		タイプ 2 以外のもの			

<i>(</i> 2)	で、内線番号を使用して通話(おおむね3 kHz の帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信)を行うことができるようにするために設置するもの
(コ) 第 10 種接	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登
続装置(ボイスミ	録したFOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービ
ーティング)	ス及び卸携帯電話サービスに係る1又は複数の契約者回線と
	の間で通信(通話モードによる通信に限ります。)を同時に行う
	ことができるようにするために設置するもの
(サ) 第 11 種接	専用回線等接続契約に基づき、Xiサービス又は卸Xiサー
続装置(アクセス	ビスの契約者回線との間で通信(当該契約約款に規定するデ
プレミアム <u>L T</u>	ータ通信モードによる通信に限ります。) を行うことができるように
<u>E</u>)	するために設置するもの
(シ) 第 12 種接	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録したF
続装置(SMS	OMAサービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約
センタープッシュ)	者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別
	に定めるものに限ります。)を行うことができるようにするために設
	置するもの

イ 特定接続サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種 類	内容
特定接続装置	専用回線等接続契約に基づき、FOMAサービス又はXiサービスの契約者回線等との間で通信を行うことができるようにするために設置するものであって、当該契約約款に規定するiモード電子メール又はspモード電子メールの送信を行うためのもの

ウ 通話録音サービスに係る接続装置には次の種類があります。

種 類	内容
通話録音接続装 置	専用回線等接続契約に基づき、当社の電気通信設備から録音情報(FOMAサービス契約約款又はXiサービス契約約
	款に規定する通話録音機能に係るものをいいます。) の伝送を 行うことができるようにするために設置するもの

エ SMS送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種 類	内 容
SMS送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができる機能

オ〜セ (略)

ソ セの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額) の2 − 11 に規定する料金を適用します。

区分	内容
タイプ 1	タイプ 2 以外のもの

タイプ 2	契約者があらかじめ登録した <u>5 Gサービス、</u> F O M A サービス、
	X i サービス、卸 F O M A サービス及び卸 X i サービスの契約
	者回線等との間で当該契約約款に定めるパケット通信モード又
	はデータ通信モードによる通信を行うことができるようにするための
	もの

タ〜チ (略)

ツ 第12種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類及び登録した5 Gサービス、F OMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数に応じて、2 (料金額)のとおり料金を適用することとします。

テ〜ナ (略)

ニ SMS送信機能の接続装置使用料は、<u>5Gサービス、</u>FOMAサービス、Xiサービス 又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の登録数及び追加制御装置の数に応じて、2 (料金額)のとおり料金を適用することとします。

ヌ~ネ (略)

2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

	付加機能使用料の適用
(1)~(2) (略)	(略)
(3) アシスト情報送信機能に係る 付加機能使用料の適用	ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第 11 種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した 5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス、

2 料金額

区分	単位	料 金 額 (月額)
E 77	単 位	次の税抜額(かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)
代表機能(5 Gデータアクセスセレクト/FOMA パケットアクセスセレクト/Xiデータアクセスセレクト)	1 契約ごとに	300円(330円)
(略)	(略)	(略)

第3 通信料

1 適用

	付加機能使用料の適用
(1)~(1)の3(略)	(略)

タイプ 2

契約者があらかじめ登録したFOMAサービス、X i サービス、 卸FOMAサービス及び卸X i サービスの契約者回線等との間で当該契約約款に定めるパケット通信モード又はデータ通信 モードによる通信を行うことができるようにするためのもの

タ〜チ (略)

ツ 第 12 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類及び登録したFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数に応じて、2(料金額)のとおり料金を適用することとします。

テ〜ナ (略)

ニ SMS送信機能の接続装置使用料は、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の登録数及び追加制御装置の数に応じて、2(料金額)のとおり料金を適用することとします。

ヌ~ネ (略)

2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

	付 加 機 能 使 用 料 の 適 用
(1)~(2)(略)	(略)
(3) アシスト情報送信機能に係る 付加機能使用料の適用	ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第 11 種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービス(以下「指定対象 X i 等」といいます。)ごとに適用します。この場合において、F O M A サービス及び卸 F O M A サービスの契約者回線については、タイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。

2 料金額

区分	単位	料 金 額 (月額)
© 77	单 位	次の税抜額(かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)
代表機能(FOMAパケットアクセスセレクト/X i データアクセスセレクト)	1 契約ごとに	300円(330円)
(略)	(略)	(略)

第3 通信料

1 適用

	付加機能使用料の適用
(1)~(1)の3 (略)	(略)

(1)の4 第 10 種接続装置に係る 定額通信料の適用	ア 第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第 10 種接続装置に係る接続点から定額対象 X i 等(第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した 5 Gサービス、F O M A 及び X i のことをいいます。以下同じとします。)に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い(以下「一斉同報定額」といいます。)を選択することができます。表(略)
(2) <u>5 Gサービス、</u> F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	ア 第 12 種接続装置又はSMS送信機能に係る接続点から <u>5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス</u> 又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。表(略) イ (略)
(3) 携帯電話通信料の月極割引の 適用	携帯電話通信料の月極割引とは、第9種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点から、5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信を行った場合に、その通信に関する料金の月間累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 割 引 額 5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契
(4)~(6)(略)	約者回線等への通信に関する料金の月間累計額に 0.20 を乗じて得た額 (略)

2 料金額

第4~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
1~5 (略)	(略)
6 接続先識別機能 (<u>5 Gデ-タV P N接続サービス</u> <u>/</u> F O M A パケット V P N接続サービス/ X i データ V P N接続サービス) (1)~(2)(略)	(略)
7 代表機能(<u>5 Gデータアクセスセレクト/</u> F O M A パケットアクセスセレクト/X i データアクセスセレクト)	(略)
8~9 (略)	(略)
10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者 があらかじめ登録した 5 Gサービスの契約者回線との 間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モ	(1) (略) (2) 閉域接続機能には、タイプA (専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した 5 Gサービス、FOMAサービス又は Xiサービスの契約者回線との間の通信

(1)の4 第 10 種接続装置に係る 定額通信料の適用	ア 第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第 10 種接続装置に係る接続点から定額対象 X i 等(第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した F O M A 及び X i のことをいいます。以下同じとします。)に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い(以下「一斉同報定額」といいます。)を選択することができます。表(略)イ~キ(略)
(2) FOMAサービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	ア 第 12 種接続装置又はSMS送信機能に係る接続点からFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。表(略) イ (略)
(3) 携帯電話通信料の月極割引の 適用	携帯電話通信料の月極割引とは、第9種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点から、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信を行った場合に、その通信に関する料金の月間累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 割 引 額 FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額
(4)~(6)(略)	(略)

2 料金額

第4~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種類	提供条件
1~5 (略)	(略)
6 接続先識別機能(FOMAパケットVPN接続サービス/XiデータVPN接続サービス)	(略)
(1)~(2) (略)	
7 代表機能(FOMAパケットアクセスセレクト/X iデータアクセスセレクト)	(略)
8~9 (略)	(略)
10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者 があらかじめ登録したFOMAサービスの契約者回 線との間の通信(当該契約約款に規定するパケット	(1)(略) (2)閉域接続機能には、タイプA(専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録したFOMAサービス又はXiサービスの契約者回線との間の通信に限り、行うこと

- ドによる通信に限ります。以下この欄において同じと	に限り、行うことができるようにするものをいいます。) とタイプB
<u>します。)、</u> FOMAサービスの契約者回線との間の	(管理回線からの通信を、専用回線等に係る接続点との間の
通信(当該契約約款に規定するパケット通信モード	通信に限り行うことができるようにするものをいいます。) がありま
による通信に限ります。以下この欄において同じとしま	す。この場合において、第1種接続装置又は第 11 種接続装
す。) 若しくはX i の契約者回線との間の通信(当	置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ A に限り、第 10 種
該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信	接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプBに限り選
に限ります。以下この欄において同じとします。) 又は	択することができます。
管理回線 (第 10 種接続装置に係るビジネス	(3) ビジネス mopera 契約者は、登録に係る 5 G契約者、F O
mopera 契約者があらかじめ指定した端末設備(同	M A 契約者及び X i 契約者の承諾を得た上でその登録の請
報グループに係る通信履歴等を確認することができる	求をしていただきます。
ものをいいます。) との間に設定される電気通信回線	(4) ビジネス mopera 契約者が登録できる5 Gサービス、F O
をいいます。) との間の通信に限り、行うことができるよ	MA及びXiの数は当社が別に定める数以内とします。
うにする機能をいいます。	(5)~(6)(略)
	(注) (略)
11~21 (略)	(略)
	(=1)
22 分割送信機能	
専用回線等に係る接続点から5 Gサービス、F O	
M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービス	(-1)
の契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる	(略)
通信(当社が別に定めるものに限ります。)におい	
て、当社が定める情報量を超えるデータを、分割して	
伝送することができる機能をいいます。	
23 アシスト情報送信機能	(1)~(4)(略)
(略)	(5) 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の送信又は受信に
	関する損害については、責任を負いません。
	(6)~(7)(略)
24 音声会議機能	
主として契約者があらかじめ登録した5 Gサービス、	
FOMAサービス又はXiサービスに係る1又は複	(略)
FOM Aサービス又はX I サービスに係る1 又は復数の契約者回線との間で通話を同時に行うことがで	(略)

別表3~別表4 (略)

附 則(令和2年3月23日経企第3209号) この改正規定は令和2年3月25日から実施します。

通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)若しくは X i の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。) 又は管理回線(第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した端末設備(同報グループに係る通信履歴等を確認することができるものをいいます。) との間に設定される電気通信回線をいいます。) との間の通信に限り、行うことができるようにする機能をいいます。	ができるようにするものをいいます。) とタイプ B (管理回線からの通信を、専用回線等に係る接続点との間の通信に限り行うことができるようにするものをいいます。) があります。この場合において、第 1 種接続装置又は第 11 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ A に限り、第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者はタイプ B に限り選択することができます。 (3) ビジネス mopera 契約者は、登録に係る F O M A 契約者 及び X i 契約者の承諾を得た上でその登録の請求をしていただきます。 (4) ビジネス mopera 契約者が登録できる F O M A 及び X i の数は当社が別に定める数以内とします。 (5)~(6) (略) (注) (略)
11~21 (略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点から F O M A サービス、 X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線 へのショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が 別に定めるものに限ります。) において、当社が定める 情報量を超えるデータを、分割して伝送することができ る機能をいいます。	(略)
23 アシスト情報送信機能 (略)	 (1)~(4)(略) (5)当社は、位置の測定に係るアシスト情報の送信又は受信に関する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負いません。 (6)~(7)(略)
24 音声会議機能 主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス又は X i サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通話を同時に行うことができるようにする機能をいいます。	(略)

別表3~別表4 (略)

[改正]

(約款の適用及び契約内容)

- 第1条 当社は、この個別信用購入あっせん契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより個別信用購入あっせん契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。
- 2 本契約は、本契約の申込者(以下「申込者」といいます。)が、個別信用購入あっせん申込書(以下「本申込書」といいます。)記載の販売店との間で締結する売買契約(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する特定商取引であって、同法の適用を受けるものを除きます。)に基づき購入する本申込書記載の携帯電話機及びその付属品等(当社が定めるものに限ります。以下「指定商品」といいます。)の現金価格合計から頭金を除いた額を、当社が申込者に代わって販売店に立替払いすることについて、申込者から受託することをその内容とします。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみな し、個別に契約者 (当社と本契約を締結している者をいいます。以下同じとします。) と合意をすることなく契約の内容を変更することが できるものとします。この場合において、分割支払金の支払いその他の提供条件は、変更後の約款によります。
- (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(本契約の申込みをすることができる者の条件)

第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

ただし、本契約の申込みと同時に、当 社が別に定める「スマホおかえしプログラム提供条件書」に規定する対象機種の購入に係るスマホおかえしプログラムの申込みをするときは、この限りではありません。

- (1) 当社の 5 G サービス契約約款(以下 [5 G 約款]といいます。)に定めるところにより、当社と [5 G 契約を締結している者
- (2) (略)
- (3) 当社の F O M A サービス契約約款(以下 「F O M A 約款」といいます。)に定めるところにより、当社と F O M A 契約(基本使用料の料金種別が、 F O M A 約款に規定するパリュープラン以外のものであるものを除きます。)又は F O M A ユビキタス契約(基本使用料の料金種別が、 F O M A 約款に規定するお便りフォトプランフラット、お便りフォトプラン等、定額ユビキタスプラン、 F O M A デバイスプラス 300 又は F O M A デバイスプラス 500 であるものに限ります。)を締結している者

(指定5 G回線等の指定)

第3条の2 <u>申込者</u>は、本契約の申込みにあたり、指定<u>5 G</u>回線等(指定商品を主として接続する<u>申込者</u>の1の<u>5 G、X i、X i ユビキタス、F O M A 又は F O M A ユビキタス(<u>5 G 約款、X i 約款又は F O M A 約款(以下「5 G 約款等」といいます。)</u>に規定するものをいいます。)をいいます。以下同じとします。)を指定していただきます。</u>

ただし、前条のただし書きの場合であって、<u>申込者</u>から指定 $\underline{5~G}$ 回線等を指定しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

(契約の申込方法及び承諾等)

- 第4条 申込者は、本契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を 行う販売店に提出していただきます。
- (1) (略)
- (2) 購入を希望する指定商品
- (3) 指定5 G回線等(前条の規定により申込者から指定5 G回線等を指定しない旨の意思表示があったときを除きます。)

第1条 当社は、この個別信用購入あっせん契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより<u>購入者と</u>個別信用購入あっせん 契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

「現行]

2 本契約は、購入者が個別信用購入あっせん申込書(以下「本申込書」といいます。)記載の販売店との間で締結する売買契約 (特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する特定商取引であって、同法の適用を受けるものを除きます。)に 基づき購入する本申込書記載の携帯電話機及びその付属品等(当社が定めるものに限ります。以下「指定商品」といいます。)の現金 価格合計から頭金を除いた額を、当社が購入者に代わって販売店に立替払いすることについて、購入者から受託することをその内容とします。

(約款の変更)

(約款の適用及び契約内容)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、分割支払金の支払いその他の提供条件は、変更後の約款によります。

(本契約の申込みをすることができる者の条件)

第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

ただし、本契約の申込みと同時に、当 社が別に定める「スマホおかえしプログラム提供条件書」に規定する対象機種の購入に係るスマホおかえしプログラムの申込みをするときは、この限りではありません。

- (1) (略)
- (2) 当社のFOMAサービス契約約款(以下「FOMA約款」といいます。)に定めるところにより、当社とFOMA契約(基本使用料の料金種別が、FOMA約款に規定するパリュープラン以外のものであるものを除きます。)を締結している者
- (3) 当社の F O M A 約款に定めるところにより、当社と F O M A ユビキタス契約 (基本使用料の料金種別が、F O M A 約款に規定 するお便りフォトブランフラット、お便りフォトブラン等、定額ユビキタスプラン、F O M A デバイスプラス 300 又は F O M A デバイスプラス 500 であるものに限ります。) を締結している者

(指定 X i 回線等の指定)

第3条の2 購入者は、本契約の申込みにあたり、指定Xi回線等(指定商品を主として接続する購入者の1のXi、Xiコビキタス、FOMA又はFOMAごビキタス(Xi約款又はFOMA約款に規定するものをいいます。)をいいます。以下同じとします。)を指定していただきます。

ただし、前条のただし書きの場合であって、購入者から指定 X i 回線等を指定しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

(契約の申込方法及び承諾等)

- 第4条 購入者は、本契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を 行う販売店に提出していただきます。
- (1) (略)
- (2) 指定Xi回線等(前条の規定により購入者から指定Xi回線等を指定しない旨の意思表示があったときを除きます。)

(4) (略)

- 2 前項の場合において、<u>申込者</u>は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。 ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。
- 3 当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。

(1)~(2)(略)

- (3) 本契約の申込みをした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき(第 16 条の規定により、当社が契約者に対する本契約に基づく債権を第三者へ譲渡した場合であって、その第三者への支払いがないときを含みます。)。
- (4) (略)
- (5) 申込者が当社と締結している 5 Gサービス、X i サービス若しくは F O M A サービス (以下「5 Gサービス等」といいます。) に関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき (5 G約款等の規定により、当社が 5 Gサービス等の料金その他の債務に係る債権を請求事業者 (5 G約款等に規定するものをいいます。以下同じとします。)へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)。

(6)~(8)(略)

(契約の成立時点)

- 第5条 本契約は、当社が本申込みを承諾し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。承諾しない場合もその旨販売店に通知されるものとします。この場合、販売店から<u>申込者</u>にその旨が通知されるものとします。なお、本申込み時に販売店に支払われた申込金は本契約成立時に頭金に充当されます。
- 2 申込者と販売店との間の指定商品の売買契約(以下「売買契約」といいます。)は、その申込みがあった後、販売店が申込者に代わって当社に本契約の申込みをしたときに成立するものとしますが、その効力は本契約が成立したときから発生します。また、本契約が不成立となった場合には、売買契約も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。
- 3 本契約が不成立のときは、申込金及び本申込書は販売店から申込者に速やかに返還されるものとします。

(指定商品の引渡し及び所有権の移転)

第6条 指定商品は、本契約成立後、本申込書記載の時期に販売店から契約者に引渡しされるものとし、指定商品の現実の引渡しが 完了したときに指定商品の所有権が販売店から契約者に移転するものとします。

(分割支払金の支払方法)

第7条 契約者は、分割支払金を、本申込書記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。)までに、本申込書記載の支払方法により支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第8条 契約者は、本契約に基づく債務の完済までに、契約者と当社との指定5G回線等の契約が解除された場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

(届出事項の変更)

- 第9条 契約者は、当社に届け出た氏名・住所・連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。
- 2 契約者は、前項の住所の届出がないために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに異議ないものとします。

(契約上の地位の譲渡)

- 第10条 契約者は、本契約(指定5G回線等の指定があるものを除きます。)の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、 請求することができます。
- 2 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、5 <u>S 約款に規定する所属 5 G サービス取扱所、X i 約款に規定する所属 X i サービス取扱所又は F O M A 約款に規定する所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。</u>
- 3 当社は、次の場合には第1項の請求を承諾しないことがあります。
- (1) 前項の規定により、本契約上の地位の譲渡を受ける者(以下「譲受人」といいます。)が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき(第16条の規定により、当社が契約者に対する本契約に基づく債権を第三者へ譲渡した場合であって、その第

(3)(略)

- 2 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。 ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。
- 3 当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。

(1)~(2)(略)

- (3) 本契約の申込みをした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき(第 16 条の規定により、当社が購入者に対する本契約に基づく債権を第三者へ譲渡した場合であって、その第三者への支払いがないときを含みます。)。
- (4) (略)
- (5) 本契約の申込みをした者が当社と締結している X i サービス若しくは F O M A サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に 怠り、又は怠るおそれがあるとき (X i 約款又は F O M A 約款の規定により、当社が X i サービス又は F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者 (X i 約款又は F O M A 約款に規定するものをいいます。)へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)。

(6)~(8)(略)

(契約の成立時点)

- 第5条 本契約は、当社が本申込みを承諾し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。承諾しない場合もその旨販売店に通知されるものとします。この場合、販売店から購入者にその旨が通知されるものとします。なお、本申込み時に販売店に支払われた申込金は本契約成立時に頭金に充当されます。
- 2 購入者と販売店との間の指定商品の売買契約 (以下「売買契約」といいます。)は、その申込みがあった後、販売店が購入者に代わって当社に本契約の申込みをしたときに成立するものとしますが、その効力は本契約が成立したときから発生します。また、本契約が不成立となった場合には、売買契約も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。
- 3 本契約が不成立のときは、申込金及び本申込書は販売店から購入者に速やかに返還されるものとします。

(指定商品の引渡し及び所有権の移転)

第6条 指定商品は、本契約成立後、本申込書記載の時期に販売店から購入者に引渡しされるものとし、指定商品の現実の引渡しが 完了したときに指定商品の所有権が販売店から購入者に移転するものとします。

(分割支払金の支払方法)

第7条 購入者は、分割支払金を、本申込書記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。)までに、本申込書記載の支払方法により支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第8条 購入者は、本契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社との指定Xi回線等の契約が解除された場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

(届出事項の変更)

- 第9条 購入者は、当社に届け出た氏名・住所・連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。
- 2 購入者は、前項の住所の届出がないために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに異議ないものとします。

(契約上の地位の譲渡)

- 第10条 購入者は、本契約(指定Xi回線等の指定があるものを除きます。)の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、 請求することができます。
- 2 購入者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面によりX i 約款に規定する所属 X i サービス取扱所又は F O M A 約款に規定する所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。
- 3 当社は、次の場合には第1項の請求を承諾しないことがあります。
- (1) 前項の規定により、本契約上の地位の譲渡を受ける者(以下「譲受人」といいます。)が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき(第 16 条の規定により、当社が購入者に対する本契約に基づく債権を第三者へ譲渡した場合であって、その第

三者への支払いがないときを含みます。)。

- (2) (略)
- (3) 譲受人が当社と締結している 5 Gサービス等に関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき (5 G約 款等の規定により、当社が 5 Gサービス等の料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者へ可支払いがないときを含みます。)。

(4)~(5)(略)

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、契約者は、指定 5 G回線等に係る名義変更 (5 G約款等に規定するものをいいます。)があったときは、その指定 X i 回線等に係る本契約の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。
- 5 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、5 G約款に規定する所属 5 Gサービス取扱所、X i 約款に規定する所属 X i サービス取扱所又は F O M A 約款に規定する所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。
- 6 当社は、次の場合にはその請求を承諾しないことがあります。
- (1)(略)
- (2) 譲受人が、指定5G回線等に係る契約の譲受人以外であるとき。
- (3)(略)
- (4) 譲受人が当社と締結している 5 Gサービス等に関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき (5 G約 款等の規定により、当社が 5 Gサービス等の料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)。

(5)~(6)(略)

(期限の利益喪失等)

第 11 条 契約者は、次のいずれかに該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1)~(4)(略)

- (5) 売買契約が契約者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます。)となる場合で、契約者が分割支払金の支払いを 1回でも遅滞したとき。
- 2 契約者は、次のいずれかに該当したときは、当社(第 16 条の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となるその第三者)の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1)(略)
- (2) 契約者が当社と締結している本契約以外の個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約に基づく債務について、その支払期日を経過してもなお支払わなかったとき(第16条の規定により、当社が契約者に対する本契約に基づく債権を第三者へ譲渡した場合であって、その第三者への支払いがないときを含みます。)。
- (3) 契約者が当社と締結している5 Gサービス等に関する料金その他の債務について、その支払期日を経過してもなお支払わなかったとき(5 G約款等の規定により、当社が5 Gサービス等の料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)。
- (4) 契約者が第19条(反社会的勢力の排除)第1項各号のいずれかに該当した場合、第19条第2項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第19条第3項に規定する調査等に応じない場合、又は第19条第1項に基づく表明保証若しくは第19条第3項に規定する調査等に関して虚偽の申告をした場合であって、本契約を継続することが不適切であると当社が認めるとき。
- (5) その他契約者の信用状態が著しく悪化したとき。
- 3 当社は、契約者が前2項各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

(遅延損害金)

第 12 条 契約者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、年 6 % の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

三者への支払いがないときを含みます。)。

- (2) (略)
- (3) 譲受人が当社と締結している X i サービス若しくは F O M A サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき(X i 約款又は F O M A 約款の規定により、当社が X i サービス又は F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者 (X i 約款又は F O M A 約款に規定するものをいいます。)へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)。

(4)~(5)(略)

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、購入者は、指定 X i 回線等に係る名義変更(X i 約款及び F O M A 約款に規定するものをいいます。)があったときは、その指定 X i 回線等に係る本契約の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。
- 5 購入者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面によりX i 約款に規定する所属 X i サービス取扱所又は F O M A 約款に規定する所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。
- 6 当社は、次の場合にはその請求を承諾しないことがあります。
- (1)(略)
- (2) 譲受人が、指定 X i 回線等に係る契約の譲受人以外であるとき。
- (3) (略)
- (4) 譲受人が当社と締結している X i サービス若しくは F O M A サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき(X i 約款又は F O M A 約款の規定により、当社が X i サービス又は F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者 (X i 約款又は F O M A 約款に規定するものをいいます。)へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)。

(5)~(6)(略)

(期限の利益喪失等)

第 11 条 購入者は、次のいずれかに該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1)~(4)(略)

- (5) 売買契約が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます。)となる場合で、購入者が分割支払金の支払いを 1回でも遅滞したとき。
- 2 購入者は、次のいずれかに該当したときは、当社 (第 16 条の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となるその第三者) の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1)(略)
- (2) 購入者が当社と締結している本契約以外の個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約に基づ、債務について、その支払期日を経過してもなお支払わなかったとき(第 16 条の規定により、当社が購入者に対する本契約に基づく債権を第三者へ譲渡した場合であって、その第三者への支払いがないときを含みます。)。
- (3) 購入者が当社と締結している X i サービス又は F O M A サービスに関する料金その他の債務について、その支払期日を経過してもなお支払わなかったとき (X i 約款又は F O M A 約款の規定により、当社が X i サービス又は F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者 (X i 約款又は F O M A 約款に規定するものをいいます。) へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)。
- (4) 購入者が第19条(反社会的勢力の排除)第1項各号のいずれかに該当した場合、第19条第2項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第19条第3項に規定する調査等に応じない場合、又は第19条第1項に基づく表明保証若しくは第19条第3項に規定する調査等に関して虚偽の申告をした場合であって、本契約を継続することが不適切であると当社が認めるとき。
- (5) その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。
- 3 当社は、購入者が前2項各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

(遅延損害金)

第 12 条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、年6%の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。なお、<u>契約者</u>が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

- 2 契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、年 6%の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- 3 当社は、前2項に規定する遅延損害金の支払い義務の適用を受けている場合について、契約者が本契約に基づき支払うべき料金 その他の債務が遅延損害金を除いてないときは、本契約に係る遅延損害金延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

(見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

第 13 条 契約者は見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された指定商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかなときは、速やかに契約者は販売店に指定商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は、契約者は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

(支払停止の抗弁)

第 14 条 契約者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する指定商品について、分割支払金の支払いを停止することができるものとします。

(1)~(3) (略)

- 2 当社は、契約者が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- 3 契約者は前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 4 契約者は第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面及び資料を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第1項各号の事由について調査する必要があるときは、契約者はその調査に協力するものとします。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- (1) 売買契約が契約者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約は除きます。)であるとき。
- (2) (略
- (3) 契約者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- (4) 第1項各号の事由が契約者の責に帰すべきとき。

(合意管轄)

第 15 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(割賦債権の譲渡)

- 第 16 条 契約者(当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が契約者に対する本契約に基づく債権を、当社が別に定める第三者に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び第三者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (注) 本条に規定する当社が別に定める第三者は、N T T ファイナンス株式会社とします。

(割賦債権の譲渡に係る第三者への情報提供等)

- 第 17 条 契約者は、当社が前条の規定に基づき第三者に債権を譲渡する場合において、その契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等の情報 (第三者が分割支払金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)並びに金融機関の口座番号及びクレジットカードのカード番号等の情報 (第三者が分割支払金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社がその第三者に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 2 契約者は、当社が前条の規定に基づき第三者へ譲渡した債権に係る情報(第三者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。)をその第三者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(個人情報の取扱い)

第18条 当社は、契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモプライバシーポリシー」において公表します。

(反社会的勢力の排除)

第19条 申込者は、申込者が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するも

- ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。
- 2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、年 6%の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- 3 当社は、前2項に規定する遅延損害金の支払い義務の適用を受けている場合について、購入者が本契約に基づき支払うべき料金 その他の債務が遅延損害金を除いてないときは、本契約に係る遅延損害金延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

(見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

第13条 購入者は見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された指定商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかなときは、速やかに購入者は販売店に指定商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は、購入者は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

(支払停止の抗弁)

第 14 条 購入者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する指定商品について、分割支払金の支払いを停止することができるものとします。

(1)~(3) (略)

- 2 当社は、購入者が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- 3 購入者は前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 4 購入者は第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面及び資料を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第1項各号の事由について調査する必要があるときは、購入者はその調査に協力するものとします。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- (1) 売買契約が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約は除きます。)であるとき。
- (2) (略
- (3) 購入者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- (4) 第1項各号の事由が購入者の責に帰すべきとき。

(合意管轄裁判所)

第 15 条 購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(割賦債権の譲渡)

- 第 16 条 購入者(当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が購入者に対する本契約に基づく債権を、当社が別に定める第三者に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び第三者は、購入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (注) 本条に規定する当社が別に定める第三者は、N T T ファイナンス株式会社とします。

(割賦債権の譲渡に係る第三者への情報提供等)

- 第17条 購入者は、当社が前条の規定に基づき第三者に債権を譲渡する場合において、その購入者の氏名、住所及び契約者識別番号等の情報(第三者が分割支払金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)並びに金融機関の口座番号及びクレジットカードのカード番号等の情報(第三者が分割支払金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社がその第三者に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 2 購入者は、当社が前条の規定に基づき第三者へ譲渡した債権に係る情報(第三者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。)をその第三者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(個人情報の取扱い)

第18条 当社は、購入者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモプライバシーポリシー」において公表します。

(反社会的勢力の排除)

第19条購入者は、購入者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する

のとします。

(1)~(6)(略)

2 <u>申込者</u>は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1)~(5) (略)

- 3 当社は、申込者又は契約者(以下この条において「申込者等」といいます。)が前2項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、申込者等に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、申込者等は、これに応じるものとします。この場合において、当社は申込者等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、申込者等は、これに応じるものとします。
- 4 当社は、申込者が第1項各号のいずれかに該当すること若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は前項に規定する調査等に応じない若しくは調査等において虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことができるものとします。
- 5 申込者は、第4項の適用により、申込者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

ものとします。

(1)~(6)(略)

- 2 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。 (1)~(5)(略)
- 3 当社は、購入者が前2項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、購入者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、購入者は、これに応じるものとします。この場合において、当社は購入者に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、購入者は、これに応じるものとします。
- 4 当社は、購入者が第1項各号のいずれかに該当すること若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は前項に規定する調査等に応じない若しくは調査等において虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことができるものとします。
- 5 購入者は、第4項の適用により、購入者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

「改正] 「現行] 第1章 総則 第1章 総則 第1条 (略) 第1条 (略) (約款の変更) (約款の変更) 第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更を することにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみ 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。 なし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件 は、変更後の約款によります。 (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合 理的なものであるとき。 2 Ⅰ P 通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行 2 I P通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行 規則 といいます。) 第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更又は I P通信網サービスの一部若しくは全部の廃止とな 規則」といいます。) 第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更又は I P通信網サービスの一部若しくは全部の廃止とな るときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。 るときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。 ただし、IP通信網サービスは、特定FTTH事業者等の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。 第3条 (略) 第3条 (略) 第2章 IP通信網サービスの種類等 第2章 IP通信網サービスの種類等 (IP通信網サービスの提供) (IP通信網サービスの提供) 第4条 IP通信網サービスは、特定FTTH事業者等のサービス卸を利用して提供します。 第4条 I P 通信網サービスは、特定 F T T H 事業者等のサービス卸を利用して提供します。 2 I P通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行 規則 といいます。) 第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又はIP通信網サービスの一部若しくは全部の廃止とな るときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。 ただし、IP通信網サービスは、特定FTTH事業者等の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。 2~3 (略) 3~4 (略) 第3章 IP通信網契約 第3章 I P 通信網契約 第1節 (略) 第1節 (略) 第2節 一般契約 第2節 一般契約 第8条~第12条 (略) 第8条~第12条 (略) (特定 X i 等の指定) (特定 X i 等の指定) 第 12 条の2 契約者は、特定Xi等(1のIP通信網契約について、契約者が指定する1の5Gサービス、FOMA又はXi 第12条の2 契約者は、特定Xi等(1のIP通信網契約について、契約者が指定する1のFOMA又はXi(当該契約約款 (当該契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用FOMAに係るものを除きます。)をいいます。以下同 に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用FOMAに係るものを除きます。)をいいます。以下同じとします。)を指 じとします。)を指定することができます。 定することができます。 (1)~(5)(略) (1)~(5)(略)

第13条~第17条 (略)

第13条~第17条 (略)

第3節 (略)

第4章 (略)

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは別表2 (付加機能) に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

2 (略)

- 3 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、別表2に規定する 各々の付加機能について、一部を変更又は一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネット ホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 4 当社は、前項の規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第6章~第12章 (略)

第13章 損害賠償

第52条 (略)

(免責)

第53条 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、<u>当社はその責任を負いま</u>せん。

2~3 (略)

第14章 (略)

第15章 雑則

第55条~第57条 (略)

(責任者登録)

- 第58条 契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録(以下「責任者登録」といいます。)を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者(以下「登録責任者」といいます。)の情報は、登録責任者の氏名及び設置場所住所とします。 ただし、当社は、特定 F T T H 事業者等の事由等により、その登録を承諾しない場合があります。
- 2 (略)
- 3 契約者は、その契約者以外の者を責任者登録するときは、次の事項についてあらかじめ登録責任者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は契約者が登録責任者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。 (1)~(2)(略)

4~5 (略)

第59条~第60条の2 (略)

(合意管轄)

第3節 (略)

第4章 (略)

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは別表2(付加機能)に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

2 (略)

第6章~第12章 (略)

第13章 損害賠償

第52条 (略)

(免責)

第 53 条 当社は、I P通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2~3 (略)

第14章 (略)

第15章 雑則

第55条~第57条 (略)

(責任者登録)

- 第58条 契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録(以下「責任者登録」といいます。)を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者(以下「登録責任者」といいます。)の情報は、登録責任者の氏名及び設置場所住所とします。 ただし、当社は、特定 F T T H 事業者等の事由等により、その登録を承諾しない場合があります。
- 2 (略)
- 3 契約者は、その契約者以外の者を責任者登録するときは、次の事項についてあらかじめ登録責任者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は契約者が登録責任者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。 (1)~(2)(略)

4~5 (略)

第59条~第60条の2 (略)

(合意管轄)

第 61 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(IP诵信網サービスの廃止)

- 第61条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、IP通信網サービスの一部を変更又はIP通信網サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 2 当社は、前項の規定により I P通信網サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等を契約者へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定によりIP通信網サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第62条~第64条 (略)

料金表

通則

1~6 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

7 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その I P通信網サービス (当社が提供する他の I P通信網サービスであって、その料金等が I P通信網サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。) について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報 (当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。) の送付に代えて、請求データ蓄積装置 (請求額情報 (料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。) を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。) に登録した電子データにより、請求額情報を通知 (以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。) する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあった I P 通信網サービスに係る料金等が、他の5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、X i サービス(X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、F O M A サービス(F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

8 (略)

9 当社は、I P通信網サービスに係る料金その他の債務が、5 Gサービス、X i サービス、F O M A サービス又はワイドスター通信サービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、その I P通信網サービスについて契約者から第7項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

10~14 (略)

15 当社は、特定 X i 等について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、I P 通信網サービスについてもこの取扱いを廃止します。

16~25 (略)

第1表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種類提供条件

第61条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の 東属的合意管轄裁判所とします。

第62条~第64条 (略)

料金表

通則

1~6 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

7 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その I P通信網サービス (当社が提供する他の I P通信網サービスであって、その料金等が I P通信網サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。) について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報 (当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。) の送付に代えて、請求データ蓄積装置 (請求額情報 (料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。) を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。) に登録した電子データにより、請求額情報を通知 (以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。) する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあった I P通信網サービスに係る料金等が、他のX i サービス(X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、FOMAサービス(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) 又はワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

8 (略)

9 当社は、I P通信網サービスに係る料金その他の債務が、X i サービス、F O M A サービス又はワイドスター通信サービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、その I P通信網サービスについて契約者から第7項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

10~14 (略)

15 当社は、第7項に規定する特定Xi等について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、IP通信網サービスについてもこの取扱いを廃止します。

16~25 (略)

第1表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種 類 提供条件

1 ドコモnet機能(1)~(4)(略)	 (1)~(9)(略) (10) この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。 (11)~(12)(略) (注 1)~(注 3)(略) 	
2 (略)	(略)	

別表3 (略)

附 則(令和2年3月23日経企第3209号) この改正規定は令和2年3月25日から実施します。

1 ドコモnet機能 (1)~(4)(略)	(1)~(9)(略) (10) この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 (11)~(12)(略) (注1)~(注3)(略)
2 (略)	(略)

別表3 (略)

「改正」 「現行」

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

- 第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件
- は、変更後の約款によります。
- (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 音声利用 I P通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更又は音声利用I P通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

_ ただし、音声利用 I P通信網サービスは、特定 F T T H 事業者の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

第3条~第4条 (略)

第2章 音声利用 I P 通信網サービスの種類等

(音声利用 I P通信網サービスの提供)

第5条 音声利用 I P通信網サービスは、当社と特定 F T T H 事業者との間のサービス卸契約(以下この条において「卸契約」といいます。)に基づき、利用回線を使用して提供します。

2 (略)

第6条 (略)

第3章~第4章 (略)

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第23条 当社は、契約者から請求があったときは別表2 (付加機能) に定めるところにより付加機能を提供します。 ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。
- 2 (略)
- 3 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、別表2に規定する 各々の付加機能について、一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示

第1章 総則

第1条 (略)

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 音声利用 I P通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。)第 22 条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更又は音声利用 I P通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

第3条~第4条 (略)

第2章 音声利用 I P 通信網サービスの種類等

(音声利用 I P通信網サービスの提供)

- 第5条 音声利用 I P通信網サービスは、当社と特定 F T T H事業者との間のサービス卸契約(以下この条において「卸契約」といいます。)に基づき、利用回線を使用して提供します。
- 2 音声利用 I P通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。)第 22 条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又は音声利用 I P通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

ただし、音声利用 I P通信網サービスは、特定 F T T H事業者の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

3 (略)

第6条 (略)

第3章~第4章 (略)

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第23条 当社は、契約者から請求があったときは別表2(付加機能)に定めるところにより付加機能を提供します。
- ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。
- 2 (略)

する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

 $\frac{4}{6}$ 当社は、前項の規定により付加機能の一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第24条 (略)

第6章~第12章 (略)

第13章 損害賠償

第58条 (略)

(免責)

第59条 当社は、音声利用 I P通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、<u>当社はその責任を負いません。</u>

2~3 (略)

第14章 雑則

第60条~第68条 (略)

(合意管轄)

第 69 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(音声利用 IP通信網サービスの廃止)

- 第69条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、音声利 IP通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 2 当社は、前項の規定により音声利用 I P通信網サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第 22 条の2の10 の規定に基づき、廃止の期日等を契約者へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定により音声利用IP通信網サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第70条~第71条 (略)

第 15 章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

- 第72条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係る音声利用 I P通信網サービスの通信料金明細内訳書を発行しませ
- 2 (略)
- 3 前項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 4 (略)

第73条~第76条 (略)

料金表 (略)

第24条 (略)

第6章~第12章 (略)

第13章 損害賠償

第58条 (略)

(免責)

第59条 当社は、音声利用 I P通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2~3 (略)

第14章 雑則

第60条~第68条 (略)

(合意管轄)

第69条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。

第70条~第71条 (略)

第 15 章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

第72条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係る音声利用 I P通信網サービスの通信料金明細内訳書を発行しま

- 2 (略)
- 3 前項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 4 (略)

第73条~第76条 (略)

料金表 (略)

別表 (略)	別表 (略)
附 則(令和2年3月23日経企第3209号) この改正規定は令和2年3月25日から実施します。	

[改正]

株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます)は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置(8日以内キャンセル)」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5Gサービス、Xiサービス及びFOMAサービスにかかる契約に適用します。

第1条 (用語の定義)

- 1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5 Gサービス契約約款」、「X i サービス契約約款」又は「F O M A サービス契約約款」の定めるところによります。
- (1)「契約者」とは、<u>5 G契約者、</u>X i 契約者、X i ユビキタス契約者、F O M A 契約者又は F O M A ユビキタス契約者であって個人名義のものをいいます。
- (2) 「 $\underline{5}$ G契約等」とは、契約者が当社との間で締結する $\underline{5}$ G契約(ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。)、 \underline{X} i 契約(ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。)、 \underline{X} i ユビキタス契約、 \underline{F} O M A ユビキタス契約又はワンナンバー機能に係る付加機能契約をいいます。

(3)~(4)(略)

第2条 (電波環境に関する取扱い)

- 1. 当社は、契約者住所等において電波が伝わりにくいことを理由とした本書に基づく 5 G 契約等の解除の申出について、契約者が当社との間で 5 G 契約等を初めて締結したときの契約書面を受領した日から起算して 8 日以内である場合に限り受け付けます。 $2\sim3$ (略)
- 4. 契約者は、次の何れかに該当するときは、本書に基づく \underline{S} G 契約等の解除を当社に申し出ることが出来ます。 (1)~(2) (略)

5 (略)

第3条 (説明義務及び書面交付義務に関する取扱い)

- 1. 当社は、次の何れかに該当することを理由とした本書に基づく5G契約等の解除の申出について、契約者が当社と契約者との間で<u>5</u>G契約等を初めて締結したときの契約書面を受領した日から起算して8日以内に限り受け付けます。
- (1) (略)
- (2) <u>5 G</u>契約等の締結にあたり、当社が定める書面(電気通信事業法施行規則に定める適合性の原則に基づくものとして当社が作成したものをいいます)を用いて提供条件の説明が行われていないとき。(契約者からの申出により説明を省略する場合等を除きます)
- 2. 当社は、次の何れかに該当することを理由とした本書に基づく5 G契約等の変更契約 (料金プラン等の変更を変更前の状態に戻すことをいいます。以下同じとします) の申出について、契約者が料金プラン等を変更したときの契約書面を受領した日から起算して8日以内に限り受け付けます。
- (1) (略)
- (2) <u>5 G</u>契約等の締結にあたり、当社が定める書面(電気通信事業法施行規則に定める適合性の原則に基づくものとして当社が作成したものをいいます)を用いて提供条件の説明が行われていないとき。(契約者からの申出により説明を省略する場合等を除きます)
- 3 (略)
- 4. 契約者は、当社から第1項各号又は第2号各号に該当する事実があった旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して8日以内に限り本書に基づく5G契約等の解除又は契約変更の申出を行うことが出来ます。

第4条 (契約の解除に伴う5 G契約等に係る利用料金の計算方法等)

- 1. 当社は、本書に基づく5 G契約等の解除の申出があったときは、その申出のあった日に5 G契約等を終了するものとします。
- 2. 当社は、契約解除にあたり5 G契約等に係る利用料金について次のとおり取り扱います。

表 (略)

3. 当社は、本書に基づく5 G契約等の変更契約があったときは、その申出があった日に当該料金プラン等へ変更するものとし、その変更

[現行]

株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます)は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置(8日以内キャンセル)」に基づく取扱いを以下のとおり定め、Xiサービス及びFOMAサービスにかかる契約に適用します。

第1条 (用語の定義)

- 1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「X i サービス契約約款」又は「FOMAサービス契約約款」の定めるところによります。
- (1)「契約者」とは、X i 契約者、X i ユビキタス契約者、F O M A 契約者又は F O M A ユビキタス契約者であって個人名義のものをいいます。
- (2) 「X i 契約等」とは、契約者が当社との間で締結するX i 契約 (ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。)、X i ユビキタス契約、F O M A 契約、F O M A ユビキタス契約又はワンナンバー機能に係る付加機能契約をいいます。

(3) ~(4) (略)

第2条 (電波環境に関する取扱い)

- 1. 当社は、契約者住所等において電波が伝わりにくいことを理由とした本書に基づくX i 契約等の解除の申出について、契約者が当社との間でX i 契約等を初めて締結したときの契約書面を受領した日から起算して8日以内である場合に限り受け付けます。
 2~3 (略)
- 4. 契約者は、次の何れかに該当するときは、本書に基づくX i 契約等の解除を当社に申し出ることが出来ます。 (1)~(2) (略)

5 (略)

第3条 (説明義務及び書面交付義務に関する取扱い)

- 1. 当社は、次の何れかに該当することを理由とした本書に基づくX i 契約等の解除の申出について、契約者が当社と契約者との間でX i 契約等を初めて締結したときの契約書面を受領した日から起算して8日以内に限り受け付けます。
- (1) (略)
- (2) X i 契約等の締結にあたり、当社が定める書面(電気通信事業法施行規則に定める適合性の原則に基づくものとして当社が作成したものをいいます)を用いて提供条件の説明が行われていないとき。(契約者からの申出により説明を省略する場合等を除きます)
- 2. 当社は、次の何れかに該当することを理由とした本書に基づくX i 契約等の変更契約 (料金プラン等の変更を変更前の状態に戻すことをいいます。以下同じとします) の申出について、契約者が料金プラン等を変更したときの契約書面を受領した日から起算して8日以内に限り受け付けます。
- (1) (略)
- (2) X i 契約等の締結にあたり、当社が定める書面(電気通信事業法施行規則に定める適合性の原則に基づくものとして当社が作成したものをいいます)を用いて提供条件の説明が行われていないとき。(契約者からの申出により説明を省略する場合等を除きます)
- 3 (略)
- 4. 契約者は、当社から第1項各号又は第2号各号に該当する事実があった旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して8日以内に限り本書に基づくXi契約等の解除又は契約変更の申出を行うことが出来ます。

第4条 (契約の解除に伴うXiサービス料金の計算方法等)

- 1. 当社は、本書に基づくX i 契約等の解除の申出があったときは、その申出のあった日にX i 契約等を終了するものとします。
- 2. 当社は、契約解除にあたりX i 契約等に係る利用料金について次のとおり取り扱います。

表 (略)

3. 当社は、本書に基づくX i 契約等の変更契約があったときは、その申出があった日に当該料金プラン等へ変更するものとし、その変更

が行われるまでの間の料金プラン等に関する料金の取り扱いについては、契約約款の定めによります。

4. 当社は、本書に基づき料金返還が生じたときは、<u>5 G</u>契約等にかかる契約約款に基づき契約者が当社に支払うべき額に充当し、残額を返還します。

第5条 (携帯電話販売契約の解除)

- 1. 契約者は、本書に基づき \underline{S} G 契約等を解除したときは、その \underline{S} G 契約等の締結を行った携帯電話販売店において、その \underline{S} G 契約締結等と同時に締結した携帯電話機の売買契約の解除及び当社との間で締結したその売買契約にかかる個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約を解除することができます。
- 2. 契約者は、前項に基づき売買契約の解除を行うときは、その携帯電話機及び付属品を持参して、本書に基づく<u>5 G</u>契約等の解除と同時に売買契約を締結した携帯電話販売店に申し出るものとします。

3~4 (略)

第6条 (その他)

1~2 (略)

3. 契約者と当社との間で、本書に関連して訴訟の必要が生じた場合、<u>東京地方裁判所又は契約者の住所地</u>を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

が行われるまでの間の料金プラン等に関する料金の取り扱いについては、契約約款の定めによります。

4. 当社は、本書に基づき料金返還が生じたときは、X i 契約等にかかる契約約款に基づき契約者が当社に支払うべき額に充当し、残額を返還します。

第5条 (携帯電話販売契約の解除)

- 1. 契約者は、本書に基づき X i 契約等を解除したときは、その X i 契約等の締結を行った携帯電話販売店において、その X i 契約締結等と同時に締結した携帯電話機の売買契約の解除及び当社との間で締結したその売買契約にかかる個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約を解除することができます。
- 2. 契約者は、前項に基づき売買契約の解除を行うときは、その携帯電話機及び付属品を持参して、本書に基づくX i 契約等の解除と同時に売買契約を締結した携帯電話販売店に申し出るものとします。

3~4 (略)

第6条 (その他)

1~2 (略)

3. 契約者と当社との間で、本書に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。